

令和5年度
第1回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和5年6月7日（水） 午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

(1) 第 57 期岩手地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について

(2) 令和 5 年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

- ・ 審議日程について
- ・ 審議会の公開について
- ・ 実地視察の実施について
- ・ その他

(3) その他

閉 会

令和5年度 第1回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和5年6月7日（水）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	細田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸山 仁	岩手大学 教授
	渡部 あさみ	岩手大学 准教授
労働者代表委員	小菅 孝広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊谷 敏裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス 常務取締役

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	栗村 勝行	
	労働基準部	労働基準部長	市川 雄三
		賃金室長	境澤 淳
		賃金室長補佐	五十嵐 由佳子

審議会資料一覧

- 資料 1 第57期岩手地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料 2 岩手地方最低賃金審議会規程集
- 資料 3 令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）
- 資料 4 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料 5 令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）
- 資料 6 実地視察の実施について
- 資料 7-1 「令和5年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長
岩手地方最低賃金審議会长あて
- 資料 7-2 「令和5年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長
岩手労働局長あて
- 資料 8 「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに
関連する労働行政の改善を求める要請」岩手県労働組合連合会議長
岩手労働局長あて
- 資料 9 「令和5年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手県商工労働観光部長
岩手労働局あて
- 資料 10 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について
- 資料 11-1 令和5年3月末業務改善助成金申請件数
- 資料 11-2 令和5年4月末業務改善助成金申請件数

資料 12-1 「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」

岩手弁護士会会長

岩手地方最低賃金審議会会長あて

資料 12-2 「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」

岩手弁護士会会長

岩手労働局長あて

第57期岩手地方最低賃金審議会委員名簿

令和5年4月1日現在

区分	ふりがな 氏名	現職	備考
公益代表委員	うねむら あきこ 植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長	新選任委員
	さいとう のぶゆき 齋藤 信之	元岩手県労働委員会 事務局長	
	ほそだ きよし 細田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長	
	まるやま ひとし 丸山 仁	岩手大学 教授	
	わたなべ あさみ 渡部 あさみ	岩手大学 准教授	新選任委員
労働者代表委員	こすが たかひろ 小菅 孝広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長	
	こばやし ひとし 小林 斉	電気連合岩手地域協議会 事務局長	
	ささき まさと 佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長	
	はら としみつ 原 利光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長	
	やまだ きよあき 山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長	
使用者代表委員	きくち とおる 菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事	
	くまがい としひろ 熊谷 敏裕	岩手県商工会連合会 専務理事	
	せがわ ひろあき 瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事	
	ふじた よしお 藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事	
	まつかわ けん 松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役	
任命年月日	令和5年4月1日		

岩手地方最低賃金審議会規程集

岩手労働局労働基準部賃金室

目 次

1	運営規程	1
2	専門部会運営規程	4
3	運営小委員会運営要領	6
4	特別小委員会運営要領	8
5	効率化に関する申し合せ事項	10
6	公開に関する事務処理要領	13

※ 「岩手地方最低賃金審議会～」の表記は省略

岩手地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 岩手地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案についての事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書、又は議決書をそれぞれ議事録の写を附してその都度、岩手労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成 12 年 6 月 30 日から施行する。

付則

この規程は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 岩手地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第5条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあること、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあること、または率直な意見の交換若し

くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、
部会長は、議事録及び会議の資料を非公開とする。

3 議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に
基づいて議決を行ったときは、その都度、岩手地方最低賃金審議会
長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行
う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、
専門部会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

付則

この規程は、平成13年6月26日から施行する。

付則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

(設置)

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会運営小委員会」（以下「運営小委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 運営小委員会は、最低賃金の審議の効率化及び最低賃金審議予定について検討し、このほか岩手地方最低賃金審議会の要請に基づく事項について検討するものとする。

(組織)

第3条 運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側2人合計6人とする。

(運営小委員長)

第4条 運営小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を運営小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、運営小委員長の許可を受けなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、運営小委員長及び運営小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運

営小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 運営小委員長は、運営小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、運営小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会特別小委員会運営要領

(設置)

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会特別小委員会」（以下「特別小委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 特別小委員会は、産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討するものとする。

(組織)

第3条 特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側3人合計9人とする。

(特別小委員長)

第4条 特別小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を特別小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、特別小委員長の許可を受けなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、特別小委員長及び特別小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、特別小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開と

することができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第8条 特別小委員長は、特別小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

- 第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、特別小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会における最低賃金の 審議の効率化に関する申し合せ事項

平成 15 年 6 月 24 日

平成 20 年 7 月 24 日

改正 平成 29 年 6 月 29 日

1 岩手県最低賃金専門部会

- (1) 岩手県最低賃金専門部会は、人数は各側 3 名合計 9 名とする。
- (2) 部会の開催回数は、関係行政機関等の概況説明及び目安の伝達を除き、原則として 3 回以内とする。
第 1 回目は、部会構成及び関係参考人からの意見聴取並びに前年度における確認事項の検討、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。
- (3) 審議資料としては、岩手労働局が実施する最低賃金に関する基礎調査結果及びその他の既存資料を活用するものとする。
- (4) 目安の伝達、関係行政機関等の概況説明及び最低賃金に関する基礎調査結果説明は、本審議会において行うものとする。
- (5) 最低賃金の改正にあたっては、中央最低賃金審議会より提示された目安を参考にするものとする。

2 運営小委員会

- (1) 審議の運営に関する事項を検討する運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は各側 2 名合計 6 名とする。
- (2) 委員会は、最低賃金等の審議の効率化及び最低賃金審議計画について検討し、この外、本審議会から付託された事項について検討するものとする。

3 特別小委員会

- (1) 産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討する特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は

原則として各側 3 名合計 9 名とする。

(2) 当該産業の実情について、必要に応じ関係労使等からの意見聴取や実地視察を行うものとする。

(3) 委員会の開催回数は、原則として 2 回以内とする。

第 1 回目は、委員会構成及び必要性審議、第 2 回目は、必要性審議を行うものとする。

4 産業別最低賃金専門部会

(1) 産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う産業別最低賃金専門部会は、人数を各側 3 名合計 9 名とする。

ただし、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各 3 名のうち、原則として少なくとも各側 2 名は、当該決定を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する者をもって充てるものとする。

(2) 部会の開催回数は、原則として 3 回以内とする。

第 1 回目は、部会構成、審議日程の決定及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、審議の状況によっては金額審議を行うものとする。第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

なお、合同により部会を配置する場合は、原則として、第 1 回目は、部会構成、審議日程及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

(3) 関係労使参考人からの意見聴取は行うものとするが、その時期及び手法は専門部会の判断によるものとする。

5 その他

審議日程については、原則として第 1 回専門部会等において決定するものとし、この日程は尊重されるものとする。

(確認事項)

(1) 原則として参考人からの意見聴取は 1 名ずつ行うものとし、この場合他の参考人を同席させることはしない。

(2) 参考人に対しては、あらかじめ聴取事項を書面で通知

するとともに、参考人からの説明の概要について事前に書面で提出していただくよう配慮するものとする。

- (3) 参考人が都合等で出席できない場合は、代理人の出席又は文書による意見の提出ができるものとする。
- (4) 産業別最低賃金の改正の申出のうち、7月までに提出されたものについては、年内発効を目途に審議を進めるものとする。
- (5) 最低賃金法施行規則第11条に基づく公示により提出された意見書の取扱いについては、その内容に応じ該当する専門部会において審議するものとする。

岩手地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

平成 15 年 5 月 29 日

改定 平成 20 年 7 月 24 日

改定 平成 29 年 6 月 29 日

改定 令和 元年 5 月 30 日

1 趣旨

本要領は、審議会の公正な審議の確保、透明性の確保と個人情報の保護、個人や団体の権利の不当侵害等防止をはかり、審議会の公開と審議会の議事進行を円滑に行うための事務処理要領を定めるものである。

2 審議の公開、非公開

法令等により審議で扱う内容が漏えいした場合、守秘義務違反を問われる恐れのある事項を扱う審議及び岩手地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき、「個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」で、審議会長が必要と認めたときは非公開とする。

3 事前対応

- (1) 審議会開催の概ね 10 日前に局掲示板及び局ホームページに開催日時、場所、主要議題、傍聴人数を示した募集要領を掲載する。(別添 1 省略)
- (2) 傍聴申込みがあった場合は、傍聴人名簿と傍聴整理券を作成し、傍聴を認めた者には、『傍聴整理券』『審議会傍聴にあたっての遵守事項』を送付する。
(別添 2、別添 3 省略)
- (3) 申込者多数の場合は、抽選により当選者を決定し、申込者に当落を通知する。
(別添 4 省略)

4 当日の対応

- (1) 審議会場に傍聴人受付と傍聴人席を設ける。
- (2) 受付において傍聴人名簿と傍聴整理券を照合し、傍聴人を傍聴人席に着席させる。
- (3) 遵守事項に反した場合は、遵守事項を再度説明し、その行為を止めさせるか、退去要求を行う。
- (4) 報道機関に対する対応について
 - ① 取材申入れ等の窓口は、事務局（岩手労働局労働基準部賃金室）とし、報道機関担当者をおく。
 - ② 録音機及び写真機・テレビカメラ等の機材を用いた撮影・取材は、審議会開

始直前まで（いわゆる頭撮り）とし、審議会開始後は傍聴のみとする。

- ③ 人数は募集人数の枠外とし、記者席を設けるものとする。
- ④ その他の取扱い及び遵守事項については、一般傍聴人と同様とする。
- ⑤ 報道機関から申入れがあった場合は、審議終了後に取材対応を行う場を設け、原則として事務局が対応する。必要に応じ、了解を得て審議会委員の同席を依頼する場合があるものとする。
- ⑥ 非公開審議について、取材の求めがあった場合は、取材対応の場を設け、事務局において、審議会終了後、個人情報保護、個人や団体の権利の不当侵害防止、円滑な審議の運営に配慮したうえで、議事の要旨を説明する。

公開・非公開関係一覧表（運用）

	議 事	議 事 録	議事要旨
本審（金額審議等を除く）	公 開	公 開	—
本審（金額審議等について）	原則公開	原則公開	公 開
本審（金額審議等を含むものについて）	原則公開	原則公開	公 開
専 門 部 会	非 公 開	非 公 開	公 開
小 委 員 会	原則非公開	原則非公開	公 開

なお、金額審議等とは、実地視察、参考人意見聴取、採決の本審議会、異議申し立てにかかる審議等をいう。

令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）

R5.3.17

令和3年度	令和4年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月21日(金)	5月25日(水)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R5.5.19(金)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月11日(火)	6月3日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R5.6.2(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
	6月20日(月)	1日	実地視察	内陸南部、飲食業	6月中旬	1日	実地視察	沿岸北部、製造業
6月22日(火)	6月28日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月2日(金)	7月1日(金)	13:00	第2回本審	県最賃諮問	R5.6.30(金)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月16日(金)	8月2日(火)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
7月28日(水)	8月5日(金)	15:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R5.8.1(火)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
7月29日(木)	8月8日(月)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R5.8.2(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月2日(月)	8月19日(金)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.3(木)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(水)	8月22日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.4(金)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月5日(木)			④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審			予備日 ④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月6日(金)	8月23日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R5.8.7(月)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月18日(水)	9月7日(水)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R5.8.18(金)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月23日(月)			第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議			予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月8日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R5.8.23(水)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月24日(金)	10月7日(金)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整			①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月20日(水)	10月21日(金)	13:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(水)	10月31日(月)	12:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月8日(金)	10月13日(木)	10:00	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月25日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月6日(水)	10月18日(火)	15:00	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月31日(月)	8:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月7日(木)	10月18日(火)	12:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(火)	10月27日(木)	9:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
							②	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
							③	金額審議 結 審
10月28日(木)	11月1日(火)	15:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R5.10.27(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
11月15日(月)	11月18日(金)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R5.11.14(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
	12月14日(水)	10:00	第1回運営小委員会	特別小委員会(特賃必要性審議) での 関係労使の参考人意見聴取につ				
1月13日(木)	1月24日(火)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R5.12.15(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(火)	3月17日(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R6.3.22(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月13日(月)		12月13日(水)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月17日(火)		11月1日(水)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)

令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

R5.6.7

令和3年度	令和4年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月21日(金)	5月25日(水)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R5.5.19(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月11日(火)	6月3日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R5.6.7(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
	6月20日(月)	1日	実地視察	内陸南部、飲食業	R5.6.16(金)	1日	実地視察	岩泉町、製造業
6月22日(火)	6月28日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月2日(金)	7月1日(金)	13:00	第2回本審	県最賃諮問	R5.7.4(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月16日(金)	8月2日(火)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
7月28日(水)	8月5日(金)	15:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R5.8.1(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
7月29日(木)	8月8日(月)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R5.8.2(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月2日(月)	8月19日(金)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.3(木)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(水)	8月22日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.4(金)	16:00	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月5日(木)			④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R5.8.7(月)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月6日(金)	8月23日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R5.8.8(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月18日(水)	9月7日(水)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R5.8.18(金)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月23日(月)			第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議			予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月8日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R5.8.24(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月24日(金)	10月7日(金)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整			①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月20日(水)	10月21日(金)	13:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(水)	10月31日(月)	12:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月8日(金)	10月13日(木)	10:00	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月25日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月6日(水)	10月18日(火)	15:00	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月31日(月)	8:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月7日(木)	10月18日(火)	12:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(火)	10月27日(木)	9:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
							②	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
							③	金額審議 結 審
10月28日(木)	11月1日(火)	15:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R5.10.27(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
11月15日(月)	11月18日(金)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R5.11.14(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
	12月14日(水)	10:00	第1回運営小委員会	特別小委員会(特賃必要性審議) での 関係労使の参考人意見聴取につ				
1月13日(木)	1月24日(火)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R5.12.15(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(火)	3月17日(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R6.3.22(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

岩手地方最低賃金審議会実地視察 計画概要(案)

- 日 時： 令和5年6月16日(金)
- 視 察 先； 岩泉ホールディングス株式会社
岩手アライ株式会社
- 事業の概要： 別添調査表のとおり
- 視察の内容：
 - ・会社概要、業界の業況、賃金の引き上げの状況等についての説明
 - ・作業内容、施設等の見学
 - ・使用者、労働者と意見交換
- 行 程： 8時30分庁舎集合
- 午前 岩泉ホールディングス株式会社乳業事業部
- 午後 岩手アライ株式会社
- 庁舎着後・解散(16時30分頃予定)
- 移 動 手 段： 岩手労働局官用車に分乗

岩手地方最低賃金審議会実地視察調査表（案）

事業場の名称 岩泉ホールディングス株式会社
 事業場の所在地 下閉伊郡岩泉町乙茂字大向23-2
 設立・創立 平成28年1月
 資本金 5,000万円
 労働者数 正社員90名（男63名、女27名）、パート、契約22名
 代表者役職・氏名 代表取締役社長 山下欽也
 事業内容 龍泉洞の水加工及び水関連商品の開発、製造及び販売。農林水産物の加工及び商品の開発、製造及び販売。特産品・工芸品・観光土産品の開発、製造及び販売。 ※以上、会社年鑑から転記

実地調査項目																									
1 経営事情	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的景況（地域的状況、同業種状況） ・当該事業場の操業状況 ・経営状態（企業収益、人件費率、付加価値に関する事項を含む） 																								
2 労働者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力の需給状況 ・労働者の構成（性別、年齢別、職種別、基幹的労働者と非基幹的労働者別、常用と臨時・パート・見習別等） ・労働者の就業動機等 																								
3 賃金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金形態、賃金の額等（上記2の労働者の区分に応じた） ・賃金改定（ベースアップ等状況） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">実施の有無</td> </tr> <tr> <td>実施した場合の時期</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">改定状況</td> </tr> <tr> <td>額 最高</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> </table> 改定に当たっての主な考慮事項 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(1)世間相場</td> <td>(2)企業の業績</td> </tr> <tr> <td>(3)労働力の確保・定着</td> <td>(4)物価上昇</td> </tr> <tr> <td>(5)労使関係の安定</td> <td>(6)その他（ ）</td> </tr> </table> ・業界の相場水準 ・初任給（中卒・高卒・大卒） 	実施の有無			実施した場合の時期	年	月 日	改定状況			額 最高	円	%	最低	円	%	平均	円	%	(1)世間相場	(2)企業の業績	(3)労働力の確保・定着	(4)物価上昇	(5)労使関係の安定	(6)その他（ ）
実施の有無																									
実施した場合の時期	年	月 日																							
改定状況																									
額 最高	円	%																							
最低	円	%																							
平均	円	%																							
(1)世間相場	(2)企業の業績																								
(3)労働力の確保・定着	(4)物価上昇																								
(5)労使関係の安定	(6)その他（ ）																								

4 作業実態の観察	
5 その他視察に当たって経営者又は労働者から寄せられた要望	

岩手地方最低賃金審議会実地視察調査表（案）

事業場の名称 岩手アライ株式会社
 事業場の所在地 下閉伊郡岩泉町小本字長内26
 設立・創立 昭和60年3月
 資本金 8,000万円
 労働者数 208名（正社員）
 代表者役職・氏名 代表取締役 社本嘉宏
 事業内容 各種密封装置及びその関連製品、並びにゴム、樹脂及び金属製品の設計・製造・加工・販売。前号に示した製品を製造する装置・設備の設計・製作・販売。前各号に関するノウハウの提供及び前各号に示した物品・装置・設備の売買及び輸出入。 ※以上、会社年鑑から転記

実地調査項目																									
1 経営事情	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的景況（地域的状況、同業種状況） ・当該事業場の操業状況 ・経営状態（企業収益、人件費率、付加価値に関する事項を含む） 																								
2 労働者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力の需給状況 ・労働者の構成（性別、年齢別、職種別、基幹的労働者と非基幹的労働者別、常用と臨時・パート・見習別等） ・労働者の就業動機等 																								
3 賃金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金形態、賃金の額等（上記2の労働者の区分に応じた） ・賃金改定（ベースアップ等状況） <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">実施の有無</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">実施した場合の時期</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">改定状況</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">額 最高</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">最低</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">平均</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 改定に当たっての主な考慮事項 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(1)世間相場</td> <td>(2)企業の業績</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(3)労働力の確保・定着</td> <td>(4)物価上昇</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(5)労使関係の安定</td> <td>(6)その他（ ）</td> </tr> </table> ・業界の相場水準 ・初任給（中卒・高卒・大卒） 	実施の有無			実施した場合の時期	年	月 日	改定状況			額 最高	円	%	最低	円	%	平均	円	%	(1)世間相場	(2)企業の業績	(3)労働力の確保・定着	(4)物価上昇	(5)労使関係の安定	(6)その他（ ）
実施の有無																									
実施した場合の時期	年	月 日																							
改定状況																									
額 最高	円	%																							
最低	円	%																							
平均	円	%																							
(1)世間相場	(2)企業の業績																								
(3)労働力の確保・定着	(4)物価上昇																								
(5)労使関係の安定	(6)その他（ ）																								

4 作業実態の観察	
5 その他視察に当たって経営者又は労働者から寄せられた要望	

議 第 347 号

令和5年3月23日

岩手地方最低賃金審議会長

丸 山 仁 様

岩手県議会議長 五日市 王



意見書の提出について

2月定例会において議決されました意見書を別添のとおり提出いたしますので、これを
実現するためお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

【担当】岩手県議会事務局議事調査課 吉田

電話 019-629-6021



令和5年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和5年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受けるパートタイム、有期労働契約及び派遣労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）において、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組むとしている。さらに、賃上げの促進、労働移動の円滑化、人への投資の強化を一体的に進めるとしている中であって、岩手県最低賃金は、現在854円と過去最高の33円の引上げとなったものの、全国下位は変わっていない。

また、都市部との賃金格差解消に至っておらず、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出が懸念され、人手不足が深刻化する中であって、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和5年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和5年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、深刻化する本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の度重なる全国加重平均1,000円以上を目指すとの方針に鑑み、早期に1,000円を実現すること。
- 2 特定最低賃金の改正に当たっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金より高い水準を確保する必要性やこれまでの産業別における経緯等を十分勘案して審議し改正すること。
- 3 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 五日市 王

岩手地方最低賃金審議会長

丸 山 仁 様

議 第 3 4 7 号

令和5年3月23日

岩手労働局長

稲原俊浩様

岩手県議会議長 五日市 王



意見書の提出について

2月定例会において議決されました意見書を別添のとおり提出いたしますので、これを
実現するためお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

【担当】岩手県議会事務局議事調査課 吉田

電話 019-629-6021



令和5年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和5年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受けるパートタイム、有期労働契約及び派遣労働者の多くは集団的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）において、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組むとしている。さらに、賃上げの促進、労働移動の円滑化、人への投資の強化を一体的に進めるとしている中であって、岩手県最低賃金は、現在854円と過去最高の33円の引上げとなったものの、全国下位は変わっていない。

また、都市部との賃金格差解消に至っておらず、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出が懸念され、人手不足が深刻化する中であって、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和5年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和5年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、深刻化する本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の度重なる全国加重平均1,000円以上を目指すとの方針に鑑み、早期に1,000円を実現すること。
- 2 特定最低賃金の改正に当たっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金より高い水準を確保する必要性やこれまでの産業別における経緯等を十分勘案して審議し改正すること。
- 3 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

盛岡市内丸10番1号
岩手県会議長 五日市 王

岩手労働局長

稲原俊浩様

2023 年 5 月 17 日

岩手労働局長

栗村 勝行 様



全労連東北地方協議会

議 長 越後屋建一

全労連北海道地方協議会

議 長 三上 友衛

岩手県労働組合連合会

議 長 中野 るみ子

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

第 8 波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、働くものの生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。3 月の実質賃金は 2.9%減少となり、12 ヶ月連続で減少しています。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008 年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の 3 要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の 3%、2013 年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准する ILO 最低賃金決定制度勧告（第 30 号、1928）が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

15 年で 2 倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、全国一律制度実現には様々なハードルがあ

るのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。このことが、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながることも考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮することや、地域経済振興のため、大幅引上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金を引き上げと同時に、中小・零細企業支援が必要です。中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められます。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施されるよう指導すること。また、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. とりわけ、コロナ禍によって明らかになった国民生活にとって不可欠な社会機能を維持しているエッセンシャルワーカーの生計改善につながるよう最低賃金を引き上げること。
6. 岩手地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会是一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

第8波に及ぶ新型コロナウイルスの感染拡大、気候変動、円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。とりわけ、最低賃金近傍で働く非正規雇用やフリーランスなどの弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げ、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の改定による地域別最低賃金で、最も高い東京都の時給は1,072円であるが、岩手県の時給は854円である。これは、毎日8時間働いても年収150万～190万円の水準であり、最低賃金法第9条第3項で規定する「労働者の健康で文化的な生活」を確保することができない水準である。地域別であるため岩手県と東京都の時給では同じ仕事でも218円の地域間格差が生じており、労働力の流出による「地方の高齢化」や「地域経済の疲弊」の大きな要因になっていることから、地域経済を再生するうえでも、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国では全国一律制をとっており、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなどの具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、最低賃金を全国一律制度とし、抜本的に引き上げていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目について早期の実現を求める。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるよう、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月22日

岩手県久慈市議会

議長 畑 中 勇 吉

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染状況の継続とロシアのウクライナ侵攻の中で、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要がある、そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

この間、フランス、ドイツ、イギリス、韓国などの諸外国では、最低賃金額の大幅な引上げがなされているのであり、日本においても大幅な引上げが必要である。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことは重大な問題である。2022年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1072円であるのに対し、最も低い10県では時給853円であり、その間には219円もの開きがある。その地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、他の地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部への一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、現行のAないしDの4段階の目安区分を3段階とすることが提案されている。しかし、これではCランクの引上額を、Aランクの引上額より大幅に上回るものとするなど抜本的な方策でも採られない限り、地域間格差の迅速な解消は望めない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その支援は未だ十分とは言えず、日本の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じる必要がある。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果がある。当連合会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、各地の地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、労働者の健康で文化

的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すためにも、中央最低賃金審議会が、本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金を大幅に引き上げるよう答申すべきこと及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求めるものである。

2023年（令和5年）4月14日

日本弁護士連合会

会長 小林 元治

援事業

食堂)▽学習支援▽子どもためのキャリア...

ので、今後は地域の方とも連携して「いけら」と活動への思いを語る。

16、17日の県内コロナ

県は17日、新型コロナウイルス感染症の新たな患者40人(前週月曜比20人増)の確認を発表した。

る陽性者登録センターへの登録は7人。年代別では、▽10歳未満11人▽10歳代5人...

16日は新規患者55人を確認。主な内訳は、盛岡市13人、県央7人...

午前7時半ころ、通勤のために普通乗用車で盛岡市津志田町内の市道を走行。信号のない十字路交差点を一時停止後に直進する際、安全確認不十分のまま進行。進行方向右側から走行してきた自転車と衝突した。

起こし、本日に申し訳ない」と反省の弁を述べているという。県教委は3日付で、県立学校長ら所属長へ職場研修など不祥事未然防止の取り組みを行うよう通知。再発防止に努めるとしている。

- 谷盛岡市長 表敬対応
佐々木八幡平市長 来客対応、庁内用務
武田滝沢市長 網張ビジターセンター運営協議会総会
熊谷紫波町長 町民生児童委員協議会総会、持続可能な農業の実現に向けた包括連携協定締結式
猿子栗石町長 網張ビジターセンター運営協議会総会
佐々木若手町長 町議会議員全員協議会、町民生児童委員協議会総会
鈴木葛巻町長 盛岡用務、町小中学校新任教職員対面式

最低賃金を全国一律に

いわたて 労連 早期実現を呼び掛け

いわたて 労連(中野るみ子議長)は13日、県庁で会見し、全国一律最低賃金制度の早期実現を訴えた。

計費を計算し直した。それによると、25歳単身者で軽自動車を所有していた場合、本県での消費支出は18万6千円。最低生計費は25万8千円と試算。150時間換算の必要最低賃金は時給1720円と算出された。

額を不都道府県のランク制度を、現行の4段階から3段階に見直すこととした。地域格差の是正を図るうえで、変更は1978年の制度創設以来、初めての。本県はCランクに該当する。

調査を基にすると、盛岡でも東京でも生計費はほぼ同じ金額になる」と報告。中村健事務局長は「暮らしが大変になっていて、最賃は現状と乖離(かいり)している。22年版では全国で差がないことが浮き彫りになった。最低でも1500円とし、全国一律の制度にすべき」と訴える。

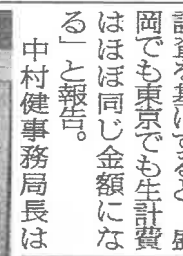
同非正規センターの阿部恵子代表は「最賃は毎年30円あがっているが、まだまだ足りない。中小企業の経営者は上げたい気持ちはやまやまという。国の中小企業支援策とセットで取り組むべき」と強調した。

いわたて 労連では、5月14日に青森県から開始する最賃キャラバンで、労働局への要請や署名活動、中小企業支援の宣伝活動を予定している。

Table with 3 columns: 一連複, 二連複, 三連単. Numbers: 1500, 14650, 370, 3010, 7980, 23100, 260, 540, 3750, 370, 6530.

Table with 3 columns: 一連複, 二連複, 三連単. Numbers: 5740, 59390, 1390, 5210, 38450, 145350, 1960, 3200, 9680, 2110, 46020.

Table with 3 columns: 一連複, 二連複, 三連単. Numbers: 3020, 1760, 6940, 1110, 140, 4360, 131110, 2210, 1370, 11160.



全国一律1500円の最低賃金実現を訴えるいわたて 労連の中野議長(左)

最低賃金 全国一律制へ いますぐ法改正を

最低賃金制度は本来、全国どこでもすべての労働者に、健康で文化的な最低限度の生活をするために必要な賃金の最低額を保障するものです。最低生計費試算調査によると、全国どこでも、時給1500円～1600円以上(単身者25歳)が必要なことが明らかになっています。全国一律制に最低賃金法を改正し、大幅引き上げを実現しましょう。

最低生計費
全国どこでも
1500～
1600円以上



法改正の 4つのポイント

ポイント1 **コレ大事**
全国一律制に

現行法の「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金制度に改めます。公布から5年程度の経過後に施行します。非正規公務員の賃金が最低賃金を下回る現実を解消するため、公務員にも適用するよう法改正を求めます。

ポイント3 **コレ大事**
中央最賃審議会で決める

地域別最低賃金は中央最低賃金審議会の目安答申を受け、地方最低賃金審議会が答申し、都道府県労働局長が決定していますが、「全国最低賃金」は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定するよう改めます。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金の調査審議・決定する役割に改めるよう求めます。

ポイント2 **コレ大事**
生計費と労働者の賃金で決める

最低賃金額を決定する3要素「その地域の労働者の①生計費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち、「事業の支払い能力」は削除し、①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるよう法改正を求めます。

ポイント4 **コレ大事**
中小企業支援は国の義務

「全国最低賃金」制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけるよう求めます。

最賃一律1500円で **労働者の約50%が賃上げに**

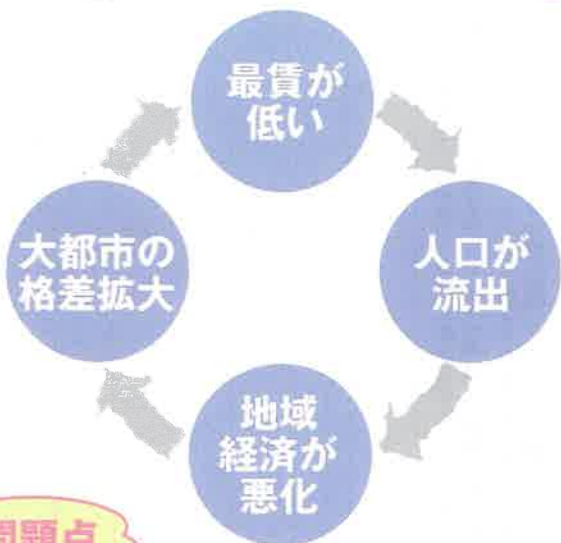
時給1500円以下の雇用者2823万人

(一般社団法人労働総合研究所調べ)



問題だらけの日本の最低賃金制度

変えよう



現行法の地域別最低賃金によって、地域間格差が生まれ、同じ仕事でも働く地域によって賃金に差がつけられています。人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

全国最低賃金は日本のどこでもすべての労働者に、健康で文化的な最低限度の生活をするための必要な賃金の最低額を保障すると同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消し、国民経済の健全な発展に寄与することができます。

問題点

1 地域別最賃は格差をうみ出し一極集中をまねいている

例えば、同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因は、地域別の最低賃金です。最高の東京都と最低の地域で219円(20%)もの格差が生じ、時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

2 今の決定方法では低い地域は低いまま

現行法では、最低賃金は最賃決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」を考慮して決めています。地域別である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題をもっています。

3 高い地域が低い地域を考慮し賃金抑制に

最低賃金が高い地域が、低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。そのために、「2000年には平均1000円にする」とした政労使合意すら実現されていません。

4 生涯賃金格差が年金・保険料の格差となり悪影響

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。日本のように狭い経済圏で20%もの地域間格差はあまりに影響が大きいものがあります。世界で地域別最低賃金の国は、日本のほかは国土が広いカナダ、中国、インドネシアの4カ国(全体の3%、2013年)しかありません。

	東京コンビニ	地方コンビニ
最賃	1,072円	853円
時給	219円	219円
月額	171,520円	136,480円

※月額を月150時間換算

中小企業支援を国に義務づけよう



広がった地域間格差はあまりに大きく、全国最賃の実現には、様々なハードルがあります。特に短期間で全国一律制に移行させるには、国による中小企業支援制度の抜本的強化が欠かせません。地方の経済を支える中小企業・小規模事業者が全国一律制への法改正に対応できる特別な支援策(中小企業への直接支援、公正取引の実現、有効需要の創出等)と財政措置を国に義務づけることが求められています。

あなたもアクション

VOICE

あなたの声を国会議員に届けよう!



このQRコードにあなたの声を書き込むことができます。私たちが国会に届けます。

物価高騰から暮らしを守るためにも

最低賃金の大幅引き上げと 地域間格差の是正

全国どこでも変わらない「生計費」

2022年10月に改定された最低賃金は、地域間の格差の縮小を求め、声が広がりが、昨年より2円縮小して219円となりました。でも、まともな暮らしを営むためには都市も地方も時給1,500円以上が必要です。最低賃金の格差を是正し、全国一律に改めるべきです。



「最低賃金」(生計費)が5分でもかかるとも詳しく知りたい方はこちら



地域別最低賃金マップ
1,000円台
900円台
800円台

先進諸国では 最低賃金は約1,500円

海外に目を向けると、コロナ後の経済回復を契機として最低賃金を大幅に引き上げ、いずれも約1,500円になっています。



中小企業支援 の強化

日本の企業のうち、約9%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金の引き上げは中小企業に与える影響が大きいことから、中小企業に対する支援の強化が求められています。

止まらない物価の高騰

日本の物価が上昇しています。物価高騰から暮らしを守るためにも、政府の責任による「最低賃金の大幅引き上げ」は、切実な要求となっています。



品目	価格	平均変化率
加工食品	7,794円	平均16%↑
調味料	4,350円	平均14%↑
酒類・飲料	3,732円	平均15%↑
菓子	1,192円	平均13%↑

※2022年8月1日都市圏アンケート調べ

全労連 国民春闘共同委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL: (03) 5842-5611 FAX: (03) 5842-5620

全国一律最低賃金制度への法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願趣旨

中央最低賃金審議会は2022年度の最低賃金について、ABランクでプラス3円、CDランクでプラス30円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受けて各地方審議会でも審議がすすめられ、22の道県で目安を上回る引き上げが行われました。最高額のある東京都と最低額の地方とでは前年から格差が1円縮小して219円となりましたが、その格差は依然大きく納得できるものではありません。格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律制度にすることを求めます。

新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴い、原油や電気、ガス料金のほか食料品など生活必需品の物価の高騰が激しくなっており、その影響は低所得者ほど大きくなっています。

2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針)では、最低賃金の引き上げについて「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組み」としています。私たちは、27都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額2万円(時給1,500円)以上必要であることを明らかにしてきました。よって、少なくとも1,000円未満の地方を早急に1,000円以上に引き上げて地域間格差を是正することを求めます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は不可欠なことができません。骨太の方針にも「適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組みほか、地域の中小企業に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する」と示されています。日本商工会議所などの中小企業団体が求める社会保険料の減免も含めた支援の強化を求めます。

つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

請願項目

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

※氏名・住所欄は「F」(印)は不可、住所は郵便局の正確な住所まで記入ください
※この署名用紙は、国政の目的以外に個人情報が開示されることはいずれもありません

【取組団体】全国労働組合総連合(全労連)・国民春闘共同委員会

岩手県の最低賃金を1,500円に引き上げた時の 経済波及効果試算の分析結果・中間報告

いわて労連・いわてパート臨時労組連絡会(22.05.22)

～分析結果の概要～

2020年度最低賃金(793円)ベースで試算

時給1,500円への引き上げによって

- ① 県内最終需要が1,397億円増加する。
- ② 県内生産が1,325億円拡大する。
- ③ 付加価値額が866億円増加する。
- ④ 雇用が9,114人増加する。
- ⑤ 税収が国・地方合わせて166億円増加する。

県内の1,500円以下で働く労働者数

30万人

県内労働者の約56%

1500円以下は29万7千人、総労働者数52万7千人(公務含)で試算。

「最賃1,500円」、「全国一律最賃制度確立」は、県内で働く6割の労働者の賃金を底上げする運動ということ。

最低賃金1,500円に引き上げた時の総賃金増加額

2,077億円

岩手県22年度当初予算7,922億円の16.7%に相当
法定福利費は288億円増

家計消費支出の増加額

1,397億円

消費にしめる割合は67.26%で試算

県内の生産誘発額

1,325億円

県内付加価値誘発額

866億円

(参考)

県総生産4兆7,396億円(2018年・名目)の1.83%

県内雇用誘発人数

9,114人

税収増

166億円

(国・103億円、地方・63億円)

付加価値誘発額×(国税11.9%+地方税7.3%=19.2%)の試算

● 試算方法について

- ・ 静岡県労働研究所（2021年）の試算を参考に、岩手県で公表している経済波及効果分析ツールを使用して試算した。入力数値は厚労省、県統計課などから入手した。一部公開されていないデータは統計か厚労省の担当課から入手した。
- ・ 静岡では先行する愛知、福岡での試算を参考に3パターンの試算を行い、平均値を導いている。おおまかな特徴は以下のとおり。
 - (A) 民間＋公務含（愛知型）
 - (B) 民間＋公務含（労働時間を一般と短時間で分けて計算）（静岡型）
 - (C) 民間＋会計年度任用職員（福岡型）
- ・ 岩手でも同様に3パターン計算してみた。下表は岩手の数値。
- ・ 静岡の場合はA > C > Bという結果だった。岩手の場合はA > B > Cとなった。公務員比率の違いやそもそもの賃金水準の低さなどの反映か。

(A),(B),(C)3通りの方法で試算した結果の概要

内 容	試算結果			単 位	
	A	B	C		平 均
1,500円未満の労働者数	310,684	310,684	270,860	297,409	人
最賃1,500円に引き上げた時の総賃金増加額	2,218	2,079	1,934	2,077	
家計消費支出の増加額	1,492	1,398	1,301	1,397	億円
岩手県内生産誘発額	1,415	1,326	1,234	1,325	
岩手県内付加価値誘発額	925	867	807	866	
岩手県内雇用誘発人数	9,735	9,123	8,485	9,114	人
企業の法定福利費増加分	313	293	259	288	億円
国と地方の税収増	178	166	155	166	

全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の提言～

2022年1月 全国労働組合総連合

はじめに

全労連は、全国一律最低賃金の実現を求め、政府に法改正を求めています。しかしその実現には、中小企業庁などによる現在のような支援策では不十分です。2020年に中間報告をとりまとめたから以降、経営者団体のみなさんなどとの懇談を重ね、最低賃金の引き上げを進めるために必要な中小企業に対して行うべき政策について提言としてとりまとめるに至りました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1

直接支援

2

公正取引

3

地域循環

提言の第一 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

① 助成金の支給

全労連は、最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることを求めています。現在、沖縄県と高知県では最低賃金が820円、一番高い東京でも1,041円です。最低賃金の引き上げで個々の事業に悪影響を及ぼしてはなりません。少なくとも、最低賃金引上げの確定に伴い、当座の資金として時間単価300円×150時間×12月＝54万円を助成します（必要予算額2兆7千億円）。

② 社会保険料の減免

企業経営が赤字であっても毎月納入しなければならないのが、社会保険料です。賃金引き上げに伴い、さらに企業の負担も増えます。中小企業については、厚生年金保険料、健康保険料の事業主負担額の3割を国が負担することとします（必要予算額4兆円弱）

③ 財源

中小企業支援に必要な財源は、防衛費（5兆円）の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなうこととします。

提言の第二 公正取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

① 公正取引の実現

最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を推進することが必要です。親企業による不当なしわ寄せを許さない公正で適正な取引の実現を求めます。

② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とされないよう適用除外する法改正を求めます。

③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

下請企業が申告するハードルは高いといえます。相談がしやすい窓口と迅速な処理が行われるよう公正取引委員会の体制拡充を求めます。また、プラットフォームなどを規制対象とする法改正を求めます。

提言の第三 地域循環

経済活動において、東京や国外にほとんどの利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

① 社会保障分野の中小企業支援

社会保障分野、とりわけ介護分野は中小企業が大半です。賃金引き上げを図るため、公的価格の引き上げなどを求めます。

② 有効需要の創出

地域経済を循環させるため、インフラ整備などで国・自治体による計画的な発注を求めます。

③ 関係法の改正

小規模企業振興法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律などの改正を求めます。また、公契約法の制定を求めます。

④ 地域金融機関の強化

地域に密着した金融機関は、融資だけでなく経営支援を様々な形で機動的に行うことが可能です。地域密着の金融機関を強化することが必要です。

全国労働組合総連合

〒113-8634 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620



最低賃金が全国一律 1500 円になったら
生活はどう変化し、経済はどう変わるか

2023 年2月

一般社団法人 労働運動総合研究所

「最低賃金が全国一律 1500 円になったら 生活はどう変化し、経済はどう変わるか」の発表に当たって

一般社団法人 労働運動総合研究所

日本では、非正規雇用労働者が雇用労働者の4割近くを占め、その多くが最低賃金近傍にある。また、正規雇用労働者でも、最低賃金ぎりぎり、あるいは労働時間の長さを考慮すると最低賃金以下の賃金という人は決して少なくない。日本の最低賃金は、世界でも数少ない地域別最賃であるという問題に加え、今日では先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いている。

そうした中で、全国労働組合総連合（全労連）は2024年の通常国会で、最低賃金を全国一律制へ改めさせる最低賃金法への改正をめざし、「最低賃金全国一律実現アクションプログラム」をすすめている。異常ともいえる物価高騰の中で、全国一律最賃制の実現と全国各地で取り組まれている生計費調査で裏付けられた時給1500円への引き上げは急務となっている。最低賃金の引き上げは、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すことになる。

一般社団法人労働運動総合研究所（労働総研）は、「最低賃金が全国一律1500円になったら、国民一人ひとりの生活はどう変化するのか、地域経済はどう改善させられるのか」についてのエビデンスを提供してもらいたいとの全労連からの依頼を受け、

- ① 日本の労働者の生計費はどのようになっているか……最低生計費調査から見えた実態、最低賃金を引き上げると労働者と家族の生活はどのように変わるか
- ② 最低賃金の1500円への引き上げは地域経済、日本経済にどのような影響を及ぼすか

について、労働総研の会員である中澤秀一氏（静岡県立大学短期大学部准教授、労働総研理事＝第1部担当）および木地孝之氏（元慶応義塾大学商学部助教授、労働総研研究員＝第2部担当）の全面的な協力を得て、本報告をまとめた。

報告は、全労連からの依頼内容に対応して

第1部 生計費の変化による社会問題の改善

第2部 最低賃金1500円への引き上げは日本経済再生の大きな一歩から成っている。

なお、それぞれは独立した報告であり、文章の体裁等もあえて統一していないことをお断りしておく。

第1部 生計費の変化による社会問題の改善

はじめに

2022年10月に改定された最低賃金は、**全国加重平均額で961円**。この金額では、健康で文化的な最低限度の生活＝普通の生活は送れないことは、単純に月額や年額に換算すれば容易に想像ができるはずである。961円×160時間＝153,760円、153,760円×12ヵ月＝1,845,120円。この**月額15万円、年収184万円**とは、額面の金額であり、ここから税・社会保険料が引かれると手取り額はさらに減少する。**現行の最低賃金で普通に暮らすのは難しいことは、自明の理である。**

それでも最低賃金の引き上げが遅々として進まず低水準のまま、諸外国との差が広がってしまったのは、**最低賃金の引き上げによる、国民生活や地域経済の変化のイメージが共有されていないためだと考える。**

本稿では、最低賃金の引き上げが国民生活や地域経済に及ぼす影響を、最低生計費試算調査等の調査結果をエビデンスに論じてみたい。まずは、論考の中核をなす「**最低生計費試算調査**」について簡単に解説する。

1 最低生計費試算調査の概要

2015年より全労連に加盟する地域組織が主体となって、最低生計費試算調査を連続して実施しており、これまでに総数は27都道府県に及んでいる。集約されたデータの総数は4万5,000件を超えている。この調査では、**マーケット・バスケット方式**が採用されている。これは、最低限度の生活を実現するために必要な生活必需品・サービスの種類・量を決めて、食費・住宅費・水道光熱費・被服費・交通費・教育費など**個別的に積み上げていく方法**である。日本でもかつては生活保護基準の改定方式として採用されていたものであり、**絶対的最低基準を科学的に測定する方法**として公的にも認められている。このマーケット・バスケット方式は、最低限度の生活に必要な財やサービスを一つひとつ積み上げていくので、具体的で分かりやすいという長所があるいっぽうで、カロリー計算できる食費以外の費目については、積み上げに際して具体的な指標が存在しないこと、何をどれだけ積み上げるかが監修者の主観に左右されやすい等の欠点が指摘されている。これらの欠点を克服するために、生活実態を把握し、**生活パターンを決定する基礎資料とする生活実態調査**と、ふだん使っている品目と数量をチェックしてもらい、**何が必需品であるのかを知るための持ち物財調査**とを、主に労働組合員を対象に実施している。さらに、合意形成会議を開催し、当該地域に居住する、もしくは当該地域で働く**当事者**を集めて、何をどれだけ積み上げるべきかについて**意見を聴取する場**を設けた。こうして、きちんとした暮らしに必要な費用が科学的に試算されている。

2 若者の暮らしはどう変わるのか

若者たちはどれくらいの賃金を稼得しているのか。「令和3年賃金構造基本統計調査」に

よると、新規学卒者（男女計）の賃金は、高校卒 17 万 9,700 円、専門学校卒 20 万 6,900 円、高専・短大卒 19 万 9,800 円、大学卒 22 万 5,400 円となっている。果たして、この金額で若者は普通の暮らしを営めるのか。ここでは、最低生計費試算調査における 25 歳単身世帯（一人暮らしの若者）の結果をもとに論じる。

表 1（文末に掲載）は、2020 年以降の調査結果の一覧である。2019 年の消費増税、2021 年からの物価高騰等により、生計費は年々上昇しているため、この数年の調査結果で検討を行う。普通の暮らしをするために必要な費用は、月額 24～26 万円ほどである。この金額は、所得税、住民税、厚生年金保険料、協会けんぽ保険料、雇用保険料等を含めており、これらを差し引いた、いわゆる額面の金額ではない。働いて得た賃金から税金や社会保険料を納められるのは、単に社会の“支え手”というだけでなく、社会参加の観点からも重要であり、普通の暮らしを想定した際には、この金額を想定しないわけにはいかない。

表 2 大阪府調査と高知県調査の比較

	25歳男性	
	大阪市	高知市
消費支出	173,494	183,688
食費	43,727	45,423
住居費	48,000	33,000
光熱・水道	5,091	8,710
家具・家事用品	3,780	3,247
被服・履物	8,756	6,638
保健医療	4,107	1,506
交通・通信	13,469	37,467
教養娯楽	25,553	26,070
その他	21,011	21,627
非消費支出	54,157	47,711
予備費	17,300	18,300
税抜き月額	190,794	201,988
税込み月額	244,951	249,699
税込み年額	2,939,412	2,996,388
最低賃金額（2022年）	1,023円	853円

加えて、この月額 24～26 万円という金額は、全国どこで調査しても大きく変わらない結果となっている。つまり、生計費に地域による差はほとんど存在しないのである。表 2 は、2022 年に公表した大阪府と高知県の最低生計費試算調査の結果を比較したものである。これまで一般的に信じられてきたのは、「大都市は物価が高く生計費が高くなるのに対して、地方は物価が安いために生計費が低くなる」という言説であった。しかし、この言説は正しくなかった。確かに、大都市は地代や家賃相場が高いために住居費が高くなる。しかし、公共交通機関が発達しているうえに料金が安価であるために交通費は低くなる。一方、地方は大都市とは対照的に住居費は低いが、公共交通機関はそれほど利用できないうえに割高であるので自家用車が必要となり、交通費が高くなる。このように住居費と交通費はトレードオフの関係にあり、さらに流通網が発達した現代においては、商品・サービスの価格は全国で統一されており、生計費に地域間格差はなくなっているのである。

さて、この月額 24～26 万円と先に示した新規学卒者の賃金とを比較してみると、現在の若者たちの賃金では普通に一人暮らしをすることが困難になっていることがよく理解できる。では、働いて得た賃金で普通に一人暮らしができない場合、どのような対応が考えられるのだろうか。最も選択されやすいのは、親からの独立＝一人暮らしを諦めて親との同居を続けることである。労働運動総合研究所が、2018 年～2019 年に労働組合員およびその周辺の非組合員や非正規雇労働者を対象に実施した「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」

（有効回答数：1,515 件、年齢：20 歳未満 1.8%、20 歳代 56.8%、30 歳代 33.4%、40 歳以上 6.5%）によると、年収が独立や家族形成に影響を及ぼしていることが確認できる。30 歳

代までの回答者を本人の年収と世帯類型とのクロスで分析したのが表3である。

表3 本人の年収と世帯類型とのクロス

	200万円 未満	200～300 万円	300～400 万円	400～500 万円	500～600 万円	600～700 万円	700万円 以上
配偶者と子	6.70%	9.40%	22.10%	27.50%	20.10%	6.70%	7.40%
一人暮らし	4.30%	17.10%	34.60%	26.40%	14.40%	2.50%	0.70%
親と同居	14.90%	37.30%	29.30%	13.10%	4.50%	0.00%	0.90%

注目すべきは世帯類型のボーダーとなっている本人年収の金額である。「親と同居」する若者世代は本人の年収 200～300 万円が最頻値となっている。年収 300 万円未満であると親からの独立が促進されないのだ。一方、「一人暮らし」する若者世代は、年収 300～400 万円が最頻値となり、年収 300 万円を超えると親からの独立が促進されている。つまり、年収 300 万円が、親と同居するか一人暮らしをするかのボーダーとなっているのだ。そして、この年収 300 万円という金額が先述の最低生計費調査の試算額とほぼ一致する。普通の暮らしが営めるほどの賃金水準にあれば、若者の自立は自然に促されていくのである。

では、年収 300 万円をすべての労働者に保障すべき基準額としたときに、最低賃金の水準はどれくらいであるべきなのか。年収 300 万円を、中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間の所定労働時間で時給換算すると、1,438 円になる。ただし、月に 173.8 時間労働は法定内ではあるが、盆暮れやゴールデンウィーク等の長期休暇を全く想定していない“健康で文化的ではない”労働時間である。もっと人間らしい労働時間で生活するとなれば、最低賃金の水準はもっと高く設定されてしかるべきである(月 150 時間労働で換算すれば 1,667 円)。結論として、全国どこでも若者たちが普通の暮らしを営めて、(望めば)親からの独立を可能にするためには、少なくとも最低賃金は全国一律 1500 円という水準が必要なのである。

3 少子化問題の切り札になる最低賃金引き上げ

2022 年の出生数は、統計を取り始めて以来で初の 80 万人割れが確実視されているなかで、政権は少子化対策(①児童手当などの経済的支援の強化、②学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、③働き方改革の推進)を立ち上げているところである。しかしながら、そのどれもが根本的な解決策になるとは考えにくい。なぜならば、少子化の原因そのものにコミットしていないからである。カップルが希望する子ども数を持たないのは、経済的な理由からであることは各種調査で明らかになっているが、真に少子化の原因となっているのは、「家族を形成する意欲の低下」である。先に挙げたような若者の賃金水準では、目の前の自分の生活だけで精いっぱい、将来の家族形成など非現実的なのである。つまり、少子化問題を解決するためには、若者たちの賃金水準を家族形成が現実的と思えるまでは引き上げる必要があるのである。

では、家族形成が現実的になる水準とはどれくらいなのか。最低生計費試算調査では、子育て世帯についても最低生計費の試算を行っており、これがエビデンスとなる。表4は 30 代夫婦と子ども 2 人(幼児と小学生)からなる 4人世帯の最低生計費の結果一覧となる。こ

ちらも全国各地でそれほど大きな差はなく、**年額 550～600 万円**（税・社会保険料込み）であった。これは**最低賃金 1500 円で到達可能な水準**である。つまり、最低賃金 1,500 円×年間 1,800 労働時間（かつて政府も目標に掲げていた人間的な労働時間）× 2 人分＝年額 540 万円で、子育て世帯の最低生計費にほぼ相当するのである。

このことの裏付けとして、再び「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」の結果（表 3）を参照する。世帯類型別で「配偶者と子」は、本人年収が 300 万円を超えたところから割合が増え始めて、「400～500 万円」でピークとなっている。ここでは本人の年収のみで分析されているが、これに配偶者の年収が加味されれば、**世帯年収 500～600 万円がリアルな子育てに必要な金額**になっていることが確認できる。

表4 30代夫婦と子ども2人世帯の最低生計費結果の一覧

生計費結果	札幌市	盛岡市	さいたま市	八王子市	静岡市	名古屋市	京都市
	30代夫婦と子ども2人(幼児・小学生)						
居住面積(賃貸)	42.5㎡						
A消費支出(1～10)	360,279	377,522	391,157	357,397	365,108	374,200	381,075
1食費	103,494	103,017	108,192	109,833	100,787	101,184	112,881
2住居費	45,000	43,000	57,292	62,500	51,000	52,000	63,542
3光熱・水道	18,088	18,788	18,191	19,671	17,742	19,961	18,636
4家具・家事用品	12,891	10,816	18,356	10,727	13,142	14,858	11,520
5被服・履物	17,070	14,667	20,156	12,834	11,317	16,981	13,095
6保健医療	7,687	7,393	8,706	6,447	7,396	9,593	8,440
7交通・通信	54,688	58,166	38,210	29,089	60,503	59,447	53,185
8教育	26,986	26,986	26,986	28,417	26,986	26,986	28,097
9教養娯楽	31,382	47,052	45,663	30,597	27,610	27,445	26,192
10その他	42,993	47,637	49,405	47,282	48,625	45,745	45,487
B非消費支出	64,671	54,461	68,807	101,754	68,480	68,756	67,738
C予備費	36,000	37,700	39,100	35,700	36,500	37,400	38,100
最低生計費(税抜き)A+C	396,279	415,222	430,257	393,097	401,608	411,600	419,175
D同上(税込み)	460,950	469,683	499,064	494,851	470,088	480,356	486,913
A+B+C							
同上(税込み)	5,531,400	5,636,196	5,988,768	5,938,212	5,641,056	5,764,272	5,842,956
D×12							

4 貧困解消と格差是正

最低賃金制度の役割について、労働法に詳しい神吉知郁子東京大学准教授は次のような整理を行っている。労働契約において最も重要な要素である賃金を、国家が強制的に規制する最低賃金制度は、**法的な原則に照らせば契約の自由への介入にほかならないが、それでも国家が介入する正当性があるとする**。さらに、法原理的には、賃金が労働の対償である以上、最低賃金には労働と賃金の交換レートとしての適正な下限を定めるという「**交換の適正さ**」が求められ、他方で最低賃金は労働者の生活保障や格差を是正する機能も持ち合わせており、「**分配の適正さ**」も求められるとする。ここでは、「分配の適正さ」に注目する。

最低賃金では労働者の生活保障に足りていないことのエビデンスは、最低生計費試算調査により示したとおりである。逆に最低賃金が労働者の生活保障に足りえる存在であれば、それだけできわめて有効な防貧の政策となるのである。また格差の是正に関しては、最低賃金近傍で働く労働者の賃金水準を、たとえば中小企業支援策等の実施により、引き上げる条件を整えることで実現するのである。まさに**最低賃金制度とは所得分配政策**なのであ

る。

コロナ禍により、国民の生活を支えているエッセンシャルワーカーやケア労働者の存在に注目が集まった。そして、彼女ら彼らの待遇がその働きに見合っていないことが問題視された。日本のエッセンシャルワーカーやケア労働者の待遇が悪い理由は、当該産業における女性の就業率が高いことにある。男女間の賃金格差は世界各国で共通の問題ではあるが、特に日本はその格差が大きく、このことがエッセンシャルワーカーやケア労働者の待遇に反映されているといってもよい。国税庁「2021年民間給与実態統計調査」によると、非正規雇用で働く女性の平均賃金=162万円は、男性全体（545万円）の3割にも満たない水準である（表5参照）。エッセンシャルワーカーやケア労働者の働きに報いるようにするためにも、男女間賃金格差を是正するためにも、国家には賃金に介入する責任がある。

表5 男女間、正規非正規間の賃金格差

	男性	女性
全体平均給与	545万円	302万円
正規雇用平均給与	570万円	389万円
非正規雇用平均給与	267万円	162万円

出所：国税庁「2021年民間給与実態統計調査」

なお、男女間賃金格差を是正するためには、最低賃金制度だけでなく、税・社会保障制度を含めた社会制度をトータルで変える視点も必要である。具体的には、これまでの世帯単位の制度から個人単位の制度へと変えていき、すべての個人が自立できるような制度をめざすべきである。2016年以降、政策的に最低賃金はほぼ毎年3%ずつ引き上げられてきたが、さまざまな“壁”により就労調整が行われている（つまり、労働時間が減っていく）現実があることはあまり知られていない。後藤道夫都留文科大学名誉教授の分析によると、最低賃金

は、2006年から2022年で42.8%も増えたのに対して、パート労働者の月平均賃金総額は、2006年から2021年で95,347円から99,532円と、わずか4.4%しか増えていない（物価上昇分を入れて実質値でみると、むしろ2.1%の下落）。理由は、パート労働者の月間労働時間が、2006年から2021年で94.9時間から78.8時間へと大幅に減ったためである（17%減）。つまり、最低賃金引き上げは“細切れ労働”を増やしたに過ぎないという事実もあるのだ¹。

この背景の一つとして考えられるのが、就労調整の問題である。「103万円の壁」「130万円の壁」といった税・社会保障における被扶養者の制度（企業が労働者に支払う配偶者手当もこれらに連動している場合が多い）が、“細切れ労働”を増やした可能性として指摘できる。ただ最低賃金を引き上げるだけでなく、ジェンダー平等の観点から税や社会保障などの社会制度も同時に変えなければならないのである。

（中澤 秀一）

¹ 後藤道夫(2022)「勤労年齢のメンタル不調増大をどうとらえるか」『研究所ニュース』No.80（非営利・協同総合研究所いのちとくらし）
<https://www.inhcc.org/jp/research/institutenews/data/20221130-institutenews-no080.pdf>（2023年1月20日閲覧）

表1 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名 自治体名	茨城県		東京都		長野県		京都府		大阪府		兵庫県		岡山県		山口県		高知県		大分県		沖縄県	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
水戸市	179,910	178,147	179,804	176,824	183,113	184,772	178,390	175,640	173,494	170,553	175,940	169,919	180,494	186,105	174,873	175,795	183,688	184,283	187,077	191,848	179,439	182,095
食費	41,967	32,985	44,361	35,858	41,323	32,926	44,441	35,917	43,727	35,097	44,296	35,866	40,323	33,993	36,886	29,181	45,422	37,054	42,755	35,785	41,266	39,200
住居費	36,658	36,658	57,292	57,292	40,625	40,625	41,667	41,667	48,000	48,000	46,000	46,000	35,417	35,417	39,000	39,000	33,400	33,400	39,000	39,000	39,000	36,458
水道・光熱	7,546	7,546	6,935	6,700	7,298	7,114	7,419	8,434	5,091	6,609	7,301	6,841	7,273	11,491	7,265	11,446	8,710	10,360	7,560	7,877	8,764	10,424
家具・家事用品	3,265	3,222	2,540	2,703	4,342	4,957	3,826	3,922	3,780	3,693	3,772	4,477	4,032	4,297	4,168	4,125	3,247	3,707	4,226	5,394	3,826	3,651
被服・履物	8,440	6,719	6,806	5,382	7,322	7,406	5,921	4,247	8,756	8,249	5,994	4,308	6,575	7,701	6,654	5,852	6,638	8,223	4,478	8,896	5,021	3,339
保健医療	1,082	2,866	1,009	2,885	1,026	2,924	1,127	2,733	4,107	6,513	2,164	2,163	1,094	2,352	1,091	2,345	1,506	868	2,248	3,574	1,142	3,444
交通・通信	29,990	32,481	12,075	12,075	29,859	31,799	18,612	18,612	13,469	12,567	17,762	16,431	33,384	33,384	40,417	40,417	37,467	33,923	36,302	36,142	33,794	33,794
教養・娯楽	28,334	28,630	25,577	25,613	26,393	26,393	27,510	27,331	25,533	25,694	29,312	29,558	25,454	25,547	25,749	24,801	26,870	25,781	26,655	26,635	25,620	25,177
その他	22,708	27,439	23,189	28,316	25,225	30,638	27,847	33,147	21,011	24,621	19,547	24,275	26,842	31,923	22,463	27,538	21,627	31,367	23,873	28,545	23,548	32,209
非消費支出	55,177	55,177	51,988	51,988	53,399	53,399	49,595	49,595	54,157	54,157	50,892	50,892	50,107	50,107	49,467	49,467	47,711	47,711	53,037	53,037	48,977	48,977
予備費	17,900	17,800	17,900	17,600	18,300	18,400	17,800	17,500	17,300	17,000	17,500	16,900	18,000	18,000	17,400	17,500	18,300	18,400	18,700	19,200	17,900	18,200
最低生計費(月額・税等抜)	197,810	195,947	197,704	194,424	201,413	203,172	196,190	193,140	198,794	187,453	193,440	186,019	198,404	204,705	192,273	193,285	202,998	202,683	205,777	211,048	197,339	200,395
最低生計費(月額・税等込)	252,287	251,124	249,642	246,362	254,812	256,571	245,785	242,735	244,851	242,110	243,932	237,311	243,511	254,812	241,740	242,762	249,699	250,394	258,814	264,085	246,316	249,272
年額(税込)	3,027,444	3,013,488	2,995,704	2,956,344	3,057,744	3,078,852	2,949,420	2,912,820	2,939,412	2,905,320	2,927,184	2,947,732	2,922,132	3,057,744	2,900,880	2,913,144	2,996,388	3,004,728	3,105,768	3,169,020	2,955,792	2,991,264
月150時間換算	1,687	1,674	1,664	1,642	1,699	1,710	1,639	1,618	1,633	1,614	1,626	1,582	1,657	1,699	1,612	1,618	1,665	1,669	1,725	1,761	1,642	1,662
2022年最低賃金額	911		1,072		910		968		1,023		960		892		888		853		854		853	

(注1) 25歳単身・賃貸マンション・アパート(25㎡)に住むという条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヵ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

第2部 最低賃金 1500 円への引き上げは日本経済再生の大きな一歩

ファーストリテイリングが3月から年収を平均 15%引き上げると発表し、アイリスオーヤマも4月から5%の賃上げを行うと表明するなど、政府・財界の幹部が口をそろえて「大幅な賃上げ」を口にする一方で、連合は、定期昇給を含めて5%以上という、なんとも惨めな要求を出している。そもそも定期昇給は、若いころの賃金が低すぎる日本独特の給与体系に根差す年齢給であり、ベースアップに加えるべきではない。

東京商工リサーチのアンケート調査（2022年10月公表）によると、2023年度に賃上げを実施する予定の企業は81.6%あるが、最多は定期昇給の79.8%で、ベースアップは39.0%、賃上げ率5%以上は4.2%に過ぎない。これでは、2022年の2.3%に続いて3%（日銀）と予測されている物価上昇をカバーすることは不可能である。

各企業は、国の内外で厳しい競争をしているから、たとえ分かっているとしても、自社が率先して賃上げをするのは難しいが、最低賃金の引き上げは、全国の全企業が一斉に行うベースアップであるから、企業にとってはやり易い。しかも、政府が参加する審議会で決められ、決定は、法律事項としてどの企業も順守する義務がある。労働組合は、春闘と並ぶ2本柱の1本として、最低賃金引き上げをもっと重視すべきであろう。

I 最低賃金 1500 円の経済効果

1 賃金上昇を伴った好ましい経済循環の姿に

(1) 民間の時給 1500 円未満の雇用者に官公庁の非正規職員を加えると、時給 1500 円未満の雇用者の総計は 2,823 万人と推定され、役員を除く全雇用者（労働力調査、5,672 万人）の 49.8%に相当する。厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」（特別集計）をベースに、これを 1500 円に引き上げるために必要な原資（＝企業の給与支払総額＝労働者の賃金増加総額）を試算したところ、16.1 兆円になった。

(2) 最低賃金で給与支払総額が 16.1 兆円増加すれば、全労働者平均の 1 人あたり賃金が 2 万 3,632 円上昇することになる。2021 年の現金給与総額は 31 万 9,461 円だから、7.4%の賃上げに相当する。（第1表）

第1表 最低賃金1500円による賃金水準の上昇

(3) 最低賃金の改定で 1500 円未満の労働者の賃金を引き上げると、それだけでは、それまで働いていた労働者がやる気をなくしてしまうから、当然、それ相応の賃上げが必要になる。高所得者の収入を増やしても「トリクル・ダウン」は生じなかったが、最低賃金を引き上げれば、間違いなく「トリクル・アップ」が生じることになる。

2021年雇用者数（万人）	5,672
2021年現金給与総額（円/月）	319,461
最賃1500円に必要な原資（兆円）	16.085
全労働者1人あたり賃上げ額（円/年）	283,586
〃（円/月）	23,632

[資料]雇用者数「労働力調査」、現金給与総額「毎月勤労統計調査」

- (4) 現時点で利用可能な「2015年産業連関表」を利用して、賃金総額が16.1兆円増加した場合の経済効果を分析すると、国内生産額が17.9兆円増加し、粗付加価値額(≒GDP)が10.5兆円増加して、新たに106.6万人の雇用が必要になると推計された。2022年のGDP(国内総生産)は544.9兆円だから、最低賃金1500円への引き上げは、GDPを1.9%上昇させることになり、それに伴って税収も、国・地方合わせて2.04兆円増加すると見込まれる。
- (5) 最低賃金の引き上げの効果は、プラスだけではない。労働コストの上昇による物価の上昇は避けられないので、それでは、どれだけ物価が上がるかを試算してみた。2015年の国内生産額は1,017.8兆円であり、労働コストの増加額は16.1兆円だから、全商品・サービスの価格が平均1.58%上昇することになる。ただし、これは一次的な物価上昇であり、すべての財・サービスの価格が上がれば、生産活動のために購入する原燃料やサービスの価格が上がり、次の段階では、その分も価格に転嫁しなければならない。このような価格の波及効果を考慮すると、最終的には、2%以上の物価上昇になると推定される。
- (6) 以上のように、最低賃金を時給1500円に引き上げることによって、物価が2%前後上昇し、GDPが1.9%上昇し、税収が2兆円以上増えると推定された。まさに日本経済は、賃金の上昇を伴った好ましい経済循環の姿に大きく前進するのであり、異次元の金融緩和をやめて、円安による物価上昇を抑制することも可能になる。

2 韓国が証明した最低賃金引き上げの効果(文在寅政権以後)

- (1) 2017年5月に誕生した韓国の文在寅政権は、就任当時に日本を28.3%下回っていた最低賃金を、2020年までの3年間に29.6%も増やし、日本の86.2%にあたる7.27US\$まで引き上げた。現在では、日本を上回っている。当時、韓国内はもちろん、日本や欧米の多くの経営者や経済学者が、インフレ、経営の悪化、国際競争力の喪失、失業率の上昇等々によって、韓国経済は困難に陥ると予想した。筆者もこのような“無茶”な賃上げは、韓国経済に相当大きな混乱をもたらすのではないかと思っていた。賃金の急速な上昇が企業収益や雇用にマイナスの影響を及ぼすことは事実であり、生産性を上回る賃金の上昇は、労働分配率の上昇を意味するから、労使間に厳しい対立が生じると考えられたからである。
- (2) しかし、その後の韓国経済は、マイナスに陥るところか力強く成長した。韓国経済がこのような成長を遂げられたのは、心配されたマイナスの影響よりプラスの効果の方が、はるかに大きかったからである。内需の拡大によって国内生産が増加し、変化に対応した経営者の努力によって技術革新や生産の効率化が進み、賃金の上昇によって労働者の労働意欲が向上したのである。最低賃金をはじめとする賃金の大幅な引き上げは、経済を失速させるどころか成長させ、労働者国民の生活を豊かにする原動力となり得ることを、韓国が事実をもって証明してくれたといえよう。(第2表)

第2表 日米韓、最低賃金引き上げの影響比較(韓国文在寅政権後)

項目	単位		2017年	2021年 (2020年)	増減率	調査機関
最低賃金 (購買力平価)	US\$/h	日本	7.87	(8.43)	7.12	OECD
		米国*	7.65	(7.25)	-5.23	
		韓国	5.61	(7.27)	29.59	
名目 平均年収 (賃金総額/従業員数)	US\$/人	日本	37,682	40,489	7.45	OECD
		米国	61,439	74,738	21.65	
		韓国	33,756	37,195	10.19	
実質 平均年収 (購買力平価)	US\$	日本	38,151	39,711	4.09	OECD
		米国	61,439	74,738	21.65	
		韓国	40,374	42,747	5.88	
名目 GDP	億US\$	日本	49,308	49,326	0.04	IMF
		米国	194,796	229,961	18.05	
		韓国	16,231	18,110	11.58	
実質 GDP	億US\$	日本	45,535	(43,808)	-3.79	国連
		米国	189,271	(192,471)	1.69	
		韓国	15,566	(16,239)	4.32	
1人当たり名目GDP	US\$	日本	38,903	39,301	1.02	IMF
		米国	59,886	69,227	15.60	
		韓国	31,601	35,004	10.77	
失業率	%	日本	2.82	2.80	-0.02	IMF
		米国	4.36	5.35	0.99	
		韓国	3.65	3.64	-0.01	
1人あたり労働生産性 (GDP/就業者数)	US\$	日本	80,746	77,151	-4.45	ILO
		米国	122,457	131,112	7.07	
		韓国	76,791	82,456	7.38	
消費者物価指数 (2017年=100.0)		日本	100.0	101.19	1.19	IMF
		米国	100.0	110.52	10.52	
		韓国	100.0	104.98	4.98	

(注) 韓国文在寅政権の在任期間は2017年5月～2022年5月

※ 米国は、連邦政府の最低賃金は上がっていないが、ニューヨーク、シカゴ、ロスアンゼルス等の大都市・州は、時給15ドル以上に、大幅に上がっている。

[資料] グローバルノート - 国際統計・国別統計専門サイト

- (3) これに対して、日本の最低賃金は、同じ3年間に、韓国の4分の1未満の7.12%の増加にとどまり、平均賃金(年収)も、韓国の10.19%、米国の21.65%に対して7.45%の増加にとどまっている。この間の日・米・韓3カ国の経済状況を比較すると、経済の規模を表すGDP(国内総生産)は、韓国の11.58%増、米国の18.05%増に対して日本は、わずか0.04%増にとどまり、実質では3.79%の低下となっている。国民の豊かさを表す1人当たりGDPで見ても、韓国の10.8%増、米国の15.6%増に対して、日本は10分の1の1.02%の増加である。雇用については、経済学の常識として賃金が上がれば雇用は減るとされているが、失業率で見ると、日、米、韓とも大きな変化はない。
- (4) 一方、注目されるのは1人あたり労働生産性である。この間に、韓国の7.38%上昇、

米国の7.07%上昇に対して、日本は4.45%の低下となっている。これは、技術革新の遅れを表すものであり、日本の経営者が、かつてそうであったような革新的意欲を失い、本業に力を入れずに金融中心の安易な経営に陥っているせいではないかと思われる。

3 有り余っている財源—長期不況下の内部留保急増

- (1) 長期不況の下で積極的な設備投資が行われず、余った利益が内部留保として企業内に滞留している。2020年度末の内部留保は484.4兆円で、20年前の実に2.49倍に増え、GDP(539.1兆円)の約90%に達した。(広義の内部留保¹で見ると、704.3兆円で、GDPの1.3倍である)
- (2) 企業規模別にみると、資本金10億円以上の大企業に242.07兆円、全体の50%が存在し、大企業への集中が強まったが、2015年度以降、資本金1億円未満の中小企業の内部留保も増えている。おそらく、経営に展望が持てない中で自己防衛意識が高まったからであろう。その結果、中小企業でも最低賃金を引き上げる条件が整うこととなった。**(第3表)**

なお、最低賃金の時給1500円への引き上げに必要な原資16.1兆円は、2020年度末内部留保の3.3%(広義の内部留保では2.3%)に過ぎない。

第3表 資本金規模別内部留保額(狭義)の推移

(単位:兆円)

		全規模	10億円以上	1~10億円	5千万~1億円	1千万~5千万円	1千万円未満
内部留保	2000年度	194.2	87.97	24.88	18.60	61.13	1.59
	2010年度	293.9	141.30	41.25	34.96	77.50	-1.13
	2020年度	484.4	242.07	71.17	46.37	106.72	18.03
増減額	2000~2010年度	99.7	53.3	16.4	16.4	16.4	-2.7
	2010~2020年度	190.5	100.8	29.9	11.4	29.2	19.2
	2000~2020年度	290.2	154.1	46.3	27.8	45.6	16.4

[資料]財務省「法人企業統計調査」

4 不要不急な内部留保280兆円を活用すべき

- (1) 安定的な経営を行うためには、一定の内部留保は必要であろう。しかし、このように膨大な内部留保の蓄積に妥当性はあるのだろうか。売上高(経営規模)に対する内部留保の比率をメルクマークに内部留保の妥当な水準を検討してみると、**(第4表)**

¹ 一般的に、内部留保は貸借対照表の利益準備金、積立金および繰越利益剰余金の合計を指すが、労働総研は、同様に企業内部に蓄積され需要に転化しない各種の引当金、準備金およびその他資本剰余金を加えて内部留保とし、前者を「狭義の内部留保」、後者を「広義の内部留保」としている。本文は、断りのない限り、狭義の内部留保である。

第4表 内部留保(狭義)と年間売上高の対比

	内部留保 (兆円)	売上高 (兆円)	内部留保/ 売上高 (%)
2000年度	194.2	1,435.0	13.5
2001	167.9	1,338.2	12.5
2002	188.9	1,326.8	14.2
2003	185.3	1,334.7	13.9
2004	203.9	1,420.4	14.4
2005	202.2	1,508.1	13.4
2006	252.4	1,566.4	16.1
2007	269.4	1,580.2	17.1
2008	279.8	1,508.2	18.6
2009	268.9	1,368.0	19.7
2010	293.9	1,385.7	21.2
2011	281.7	1,381.0	20.4
2012	304.5	1,374.5	22.2
2013	328.0	1,409.2	23.3
2014	354.4	1,447.8	24.5
2015	377.9	1,431.5	26.4
2016	406.2	1,455.8	27.9
2017	446.5	1,544.1	28.9
2018	463.1	1,535.2	30.2
2019	475.0	1,481.9	32.1
2020	484.4	1,362.5	35.6

[資料]財務省「法人企業統計調査」

- ① バブル経済崩壊・長期不況突入直前の1990年度の内部留保は、売上高の8.9%であった。
- ② その後、不況の中で徐々に上昇したが、2005年度13.4%と、15年間で4.5%の上昇にとどまっていた。
- ③ ところが、2006年度以降急上昇が始まり、2010年度21.2%、2015年度26.4%、2020年度35.6%と、同じ15年間に22.2%も上昇した。

- (2) いくら経済のファンダメンタルズが変わったといっても、2020年度末の35.6%は異常である。

過去の企業経営に対する内部留保の水準を見れば、おそらく2005～6年頃の15%前後があれば営業上の支障はないと思われる。それを上回る20.6%ポイント分、280兆円は、賃金の引き上げ、厚生経費の充実、関連企業からの納入単価の引き上げ、株式配当の増額、寄付、納税などを通じて、関係者と社会に還元すべきである。

5 最低賃金引き上げの確実な実施のために

- (1) 厚生労働省の「2021年賃金構造基本統計調査」を見ると、この時点の最低賃金を下回っている労働者が全体の3.7%存在していた。最低賃金は、「最低賃金法」に定められた法律事項であり、違反した場合は、同法40条によって罰則を課し、労働者に差額分を支払わせることができることになっている。まず、これを厳正に運用すべきである。
- (2) そのためには、下請け中小企業も最低賃金上昇に伴うコストアップ分を100%価格に転嫁できなければならないが、親会社からの圧力によってそれができない恐れがある。下請け中小企業の最低賃金実施に伴う納入単価引き上げに応じない親企業は、「下請法」違反と認定し、罰則を課すとともに、違反相当額を下請け中小企業に支払わせる必要がある。
- (3) 企業は、内部留保をすべて現金や有価証券で持っているのではなく設備投資に使った部分もある。しかし、もともと労働者や関連企業および地域・社会等に支払うべき財源だったのであり、その部分も還元対象とすべきである。設備投資は、銀行借入れや市場からの資金調達で賄うのが資本主義の本来の姿であり、成長が見込まれる企業であれば、低利の資金を容易に調達することが可能なはずである。

- (4) 賃金の引き上げは、単年度で終わらせるのではなく持続させなければならないが、経営をこれ以上内部留保が増えささないような姿に改めるだけで可能である。2015～20年度の5年間に、年平均約21兆円内部留保が増えており、それだけで最賃時給1500円への引き上げに必要な財源16.1兆円を上回る。もし、内部留保の増加分を賃金の引き上げ、株主配当の増額、社会的寄付の拡充などに回し、これ以上内部留保が増えないようにすれば、持続的な賃上げと経済成長が可能になるのである。
- (5) 最後に、最低賃金審議会が、全国あるいは地域別最低賃金より高水準の最低賃金を定めることが必要と認めた産業について、「特定（産業別）最低賃金」が設定されているが、設定しているのは、かつて、日本経済と労働運動の中心であった、重化学工業および商業だけであり、件数も全国で228件と少ない。
- もっと、全国一斉の地域別最低賃金に続いて、産業別の最低賃金を追求すべきである。例えば、専門知識を持ち、国家試験に合格しなければならず、人の命を預かる看護師などは、当然、それ相当の高い最低賃金が設定されてしかるべきではないだろうか。

II 都道府県別全国一律最低賃金引き上げの効果の分析

今回、厚生労働省の「令和3年(2021年)賃金構造基本統計調査」(特別集計)と、各都道府県の産業連関表および総務省の「平成27年(2015年)産業連関表」を利用して、全国一律最低賃金の時給1500円への引き上げが、地域経済にどのような効果をもたらすかを、47都道府県別に分析した。

その結果が第5表と第6表および「付表2」(「最低賃金1500円の実現による都道府県別・業種別生産増加額」)、「付表3」(「都道府県別・業種別生産および粗付加価値誘発額」)、「付表4」(「都道府県別・業種別雇用誘発数」)である。

※以下の「付表」は、データ量が大きいため、労働総研ホームページに掲載

- ・「付表1」(「都道府県比較ランキング」)
- ・「付表2」(「最低賃金1500円の実現による都道府県別・業種別生産増加額」)
- ・「付表3」(「都道府県別・業種別生産および粗付加価値誘発額」)
- ・「付表4」(「都道府県別・業種別雇用誘発数」)

まず、最初に結果のデータを利用するにあたって注意しなければならないことを2点、説明しておきたい。

第1は、「賃金構造基本統計調査」は、従業者1～4人の零細企業と5～9人の小企業の約1/2、および官公庁を調査していないので、それを補完する必要があり、別途推計して第5表の全国計に加算した。(この表の「全国」は「賃金構造基本統計調査」の集計値、「全国(全数推計)」は加算した値であり、調査分の1.2502倍になっている)

第2は、第6表と「付表」の関係である。今回の分析に使用した分析方法は、地域産業連関分析で最もよく使われる方法であるが、最低賃金の分析には、必ずしも適していない。それは、この計算式には、「その地域内の民間消費需要に基づき、その地域内の原燃料やサービスを使って行った生産活動」という前提が置かれているからである。公共事業やイベント

の分析ならそれでよいが、最低賃金の場合は、全国一斉に実施されるので、他地域からの需要である「移入」も同様に拡大し、域内企業はそれに基づいて生産活動を行うことになる。したがって、この計算式では、地域経済に対する影響が、実際より小さく評価されてしまうのである。（移入が全需給の50%以上を占める地域もある）

移入需要を含めた分析を行う方法がないわけではないが、必要な情報が得られない都道府県が多数あり、仮に情報が得られたとしても計算に多くの時間がかかり、さらに47都道府県を合計しても全国ベースの分析と一致する保証はない。一方、今回の分析は、47都道府県を同一の方法で分析しているので、相互比較が可能というメリットがある。

そこで、第6表の各都道府県の値（産業合計値）は、47都道府県の合計が全国産業連関表で分析した結果とほぼ一致するように修正し、「付表」の「都道府県別生産誘発額」は修正しないままとした。

専門的なことなのでこれ以上の説明は省略するが、全国一律最低賃金の引き上げによる経済効果を都道府県単位で見るときには第5表および第6表を、各地域でどの産業の生産や雇用が増えるか、また、産業別に他の都道府県と比較したい場合は、「付表」を見ていただきたい。

1 時給1500円未満の労働者数と必要な原資および賃上げ額

- (1) 厚生労働省の「令和3年(2021年)賃金構造基本統計調査」(特別集計)は、一般労働者と短時間労働者のそれぞれについて、表頭を47都道府県別、表側を500円から1500円まで10円刻みの時給に分けて、各セルに該当する労働者数を推計している。該当労働者の総数は2,257万9,208人である。
- (2) しかし、前述のように「賃金構造基本統計調査」には、①従業員規模1～4人の事業所が含まれない、②5～9人の事業所は、1企業1事業所のみを調査している、③官公庁は調査していないので、それを補完したところ、時給1500円未満の雇用者の総計は2,822.8万人になった。
- (3) 各段階の時給に該当する労働者数に、[1500円一時給]の金額をかけて都道府県ごとに集計すれば、最低賃金を1500円に引き上げた場合の都道府県別1時間当たり賃金増加総額が得られ、それに年間労働時間数をかければ年間賃金増加総額になる。
この金額は、企業から見れば労働コストの上昇であり、労働者から見れば、賃金受け取り総額の増加である。
- (4) 第5表の1～3列目は、各都道府県の時給1500円未満の人数、第4～6列目は、時給を1500円に引き上げた場合の年間賃金増加総額、第7～9列目は、それを該当者数で割った1人平均年間賃金増加額である。なお、ボーナスを含まない「毎月決まって支給される賃金」であり、ボーナスは、「毎月勤労統計調査」に基づいて、一般労働者、年間2.59ヵ月分、短時間労働者、同0.37ヵ月分で計算している。

- (5) 第5表で注目すべき点の第1は、全労働者に占める短時間労働者の比率である。神奈川県、千葉、埼玉、兵庫などが高く、岩手、山形、秋田などは低い。つまり、工業県の比率が高く、農業県は低くなっている。

第2は、年間賃金総増加額と1人平均月間賃金増加額の対比である。年間賃金総増加額は、東京、大阪、愛知、福岡、北海道など労働者数の多い都道府県が上位に来るが、1人平均月間賃金増加額は、青森、秋田、岩手、山形など東北の県および宮崎、鹿児島、長崎など九州の県が上位に来る。東京は最下位で、それに続くのは神奈川県、大阪、千葉、愛知である。もともと最低賃金が高い都府県は、時給1500円になってもそれほど賃金は上がらない。(ホームページ掲載の「都道府県比較・ランキング」を参照)

2 全国一律最低賃金改定1500円の経済波及効果

第6表は、産業連関表を利用して、全国一律最低賃金1500円への引き上げが、都道府県経済にどのような影響をもたらすかを分析したものである。

- (1) まず、2列目の「家計消費増加額」は、総賃金増加額に平均消費性向(家計消費にまわる割合)をかけて推計したものである。平均消費性向は地域によって異なるが、全都道府県のデータが得られないため、総務省「家計調査報告」の勤労者世帯十分位階級別平均消費性向の第1分位(年収252万円未満、81.6%)と、第2分位(年収252~343万円未満、71.2%)の中間をとって76.4%とし、全国一律に適用した。
- (2) 第3列目は、家計消費支出の増加によって、地域内の生産がどれだけ誘発されるか(増加するか)を示したものである。ここでの生産額は、生産波及を通じた究極的な生産増加額である²。
- 生産増加額は、その地域の自給率(総需要に対する生産の割合)が高ければ、当初需要に対する倍率が大きくなり、自給率が低ければ小さくなる。
- また、自動車、造船、住宅建築など、多くの原材料や部品を使う産業が多ければ、地域トータルとしての生産額は大きくなり、農林漁業、繊維工業、サービス業のように原材料や部品をあまり使わない産業が多ければ小さくなる。
- なお、「生産増加額」から「税収増」までの4項目は、全国産業連関表による全国の分析結果とほぼ整合的になるように調整した値なので、「付表」の各地域トータル値よりかなり大きくなっている。
- (3) 第4列目の「粗付加価値増加額」は、生産誘発額と粗付加価値率(粗付加価値額/生産額)から、最低賃金引き上げによって粗付加価値額(≒GDP)がいくら増えるかを示したものである。

² 究極的な生産額とは、いま、自動車1台の需要が生じたとする。その地域に自動車工場があれば自動車1台の生産が行われるが、そのためには、タイヤ、電装品、鋼板、ガラス等々の関連企業も生産を増やさなければならない。次の段階では、タイヤに供給するゴム、電装品に供給する電子部品の生産……といった具合に次々と生産活動が他産業に波及していく。それでは、最終的に、どの産業の生産がどれだけ必要になるかを表すのが、究極的な生産額である。

粗付加価値率は、各地域・各産業によって異なるが、全国表に合うように修正した第6表では、全国一律になっている。「付表」では、各地域、各産業で異なる。

- (4) 第5列目の「雇用量の増加」は、国内生産額と雇用者数から、1単位の生産に必要な雇用者数（雇用係数＝雇用者数/域内生産額）を産業別に計算し、それと各産業の生産誘発額から新たに必要となる労働量を推計したものである。残業等によってカバーされてしまえば雇用者数は増えない。

なお、雇用係数を作成し、公表している地域は少ないので、産業別に全国の雇用係数を適用した。これは、どの地域も、同一産業であれば必要な雇用量は同じと仮定したことになり、第6表における地域ごとの雇用数の違いは、生産増加量の違いと産業構造の違いの2つの要因の違いになる。

- (5) 第6～8列目の「税収増」は、総務省の「国民経済計算」と国税庁の「予算・決算」から、GDP（≡国内総生産）に対する国税および地方税のウェイトを求め、各都道府県の粗付加価値増加額にかけたものである。税率は全地域一律で、国税 11.9%、地方税 7.5%となっている。

3 民間消費支出による生産増が大きい産業

- (1) 「付表」（労働総研ホームページ掲載）は、47都道府県別に、全国一律最低賃金 1500 円への引き上げによって増加した民間消費支出が、どの産業の生産および雇用にどれだけ増やすかを示したものである。部門（業種）分類は、各都道府県の産業連関表の分類なので、地域によって異なる。

- (2) 「金額」の上にある数値は、第6表の2列目と同じ「地域内民間消費支出」の増加額であり、以下に部門（業種）別生産増加額が続く。

大きい順に並べ替えると、全国一律最低賃金 1500 円への引き上げによって増加する民間消費支出が、どの部門（業種）の生産をより大きく増やすかが一目瞭然になる。近年、スマホや SNS の普及により、情報通信が上位に来るようになった。

- (3) 民間消費支出に誘発される生産だから、家計で消費されない鉄鋼や機械の順位は低く、家計で消費される飲食料品、対個人サービスなどが上位になる。商業と運輸が上位になるのは、産業連関表の仕組みとして、すべての取引に伴う商業マージンおよび運輸マージンが一括計上されているからであり、不動産が上位に来るのは、家屋の賃貸料の他、持ち家を賃貸料に換算して加えるという、産業連関表や国民経済計算に独特の方法によるところが大きい。

（木地 孝之）

第5表 最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別賃金増加額

都道府県	時給1500円未満の人数			年間総賃金増加額			1人平均月間賃金増加額 ^(注)		
	合計	一般労働者	短時間労働者	合計	一般労働者	短時間労働者	平均	一般労働者	短時間労働者
	(千人)	(千人)	(千人)	(億円)	(億円)	(億円)	(万円)	(万円)	(万円)
北海道	951	558	392	6,056	4,186	1,870	4.61	5.14	3.85
青森	232	158	74	1,774	1,377	397	5.45	5.98	4.33
岩手	225	162	63	1,697	1,359	338	5.35	5.75	4.33
宮城	464	285	179	3,004	2,129	874	4.67	5.13	3.95
秋田	184	131	54	1,413	1,123	290	5.45	5.90	4.35
山形	199	141	58	1,478	1,170	308	5.27	5.68	4.29
福島	356	240	116	2,463	1,873	589	4.95	5.35	4.12
茨城	493	274	219	2,860	1,872	987	4.22	4.68	3.65
栃木	361	201	160	2,189	1,450	738	4.41	4.96	3.72
群馬	376	219	157	2,334	1,580	754	4.50	4.93	3.90
埼玉	1,058	496	562	5,584	3,207	2,378	3.89	4.43	3.42
千葉	848	396	452	4,263	2,460	1,803	3.71	4.26	3.22
東京	2,650	1,386	1,264	11,474	7,287	4,187	3.16	3.61	2.68
神奈川	1,286	524	762	5,503	2,767	2,736	3.20	3.62	2.90
新潟	428	272	156	2,753	1,961	792	4.64	4.95	4.09
富山	210	125	85	1,278	896	382	4.41	4.93	3.64
石川	249	142	107	1,522	1,001	521	4.44	4.82	3.93
福井	147	91	56	948	682	266	4.65	5.13	3.87
山梨	140	80	60	863	572	291	4.48	4.90	3.93
長野	367	202	165	2,223	1,446	776	4.41	4.90	3.80
岐阜	370	187	183	2,166	1,299	867	4.30	4.75	3.83
静岡	746	418	328	4,382	2,904	1,478	4.27	4.77	3.64
愛知	1,573	791	782	8,185	5,017	3,168	3.82	4.35	3.27
三重	305	158	147	1,752	1,103	650	4.20	4.79	3.57
滋賀	243	136	108	1,365	872	493	4.09	4.40	3.70
京都	392	190	202	2,077	1,220	856	3.90	4.40	3.43
大阪	1,807	870	937	8,744	5,128	3,616	3.56	4.04	3.12
兵庫	855	403	451	4,631	2,681	1,950	3.99	4.56	3.49
奈良	187	89	98	1,124	659	465	4.43	5.09	3.83
和歌山	149	79	70	972	626	346	4.76	5.44	3.99
鳥取	110	75	35	783	607	176	5.09	5.57	4.07
島根	120	80	40	831	626	205	4.96	5.35	4.17
岡山	361	242	119	2,318	1,740	578	4.60	4.94	3.91
広島	555	311	243	3,241	2,135	1,106	4.25	4.70	3.68
山口	228	129	99	1,420	934	486	4.54	4.97	3.98
徳島	113	72	41	779	573	206	4.93	5.45	4.02
香川	175	107	67	1,086	776	310	4.48	4.95	3.73
愛媛	246	149	96	1,693	1,178	515	4.98	5.41	4.32
高知	113	71	41	776	557	219	4.96	5.36	4.27
福岡	970	575	394	6,166	4,233	1,933	4.60	5.05	3.96
佐賀	169	104	65	1,193	857	336	5.08	5.63	4.20
長崎	240	143	97	1,696	1,186	510	5.12	5.70	4.26
熊本	315	202	112	2,191	1,605	586	5.00	5.44	4.21
大分	218	140	78	1,499	1,092	407	4.95	5.35	4.22
宮崎	219	149	70	1,662	1,288	374	5.42	5.94	4.32
鹿児島	314	191	123	2,249	1,573	676	5.18	5.65	4.46
沖縄	266	168	98	1,869	1,364	506	5.05	5.58	4.15
全国	22,579	12,312	10,267	128,528	84,231	44,296	4.14	4.69	3.49
全国(全数推計)	28,229			160,685					

(注1) 「1人平均月間賃金増加額」は、「毎月決まって支給される賃金」であり、ボーナスを含まない。ボーナスは、一般2.585ヵ月分、短時間0.372ヵ月分。平均は、一般労働者と短時間労働者の人数による加重平均値。

(注2) 全国(全数推計)は「賃金構造基本統計調査」(特別集計)に含まれない9人未満の事業所及び公的部門を補完したものである。なお、元の数値の1.2502倍になっている。

資料 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(特別集計)、「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」、経済産業省「工業統計」。

第6表 最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別経済効果

都道府県	総賃金増加額 (億円)	家計消費増加額 ^(注1) (億円)	生産増加額 (億円)	粗付加価値増加額 ^(注2) (億円)	雇用量の増加 ^(注3) (百人)	税収増			2022年度 最低賃金額 円
						合計	国税	地方税	
						(億円)	(億円)	(億円)	
北海道	7,571	5,784	8,404	4,944	519	959	588	371	920
青森	2,218	1,694	2,461	1,448	149	281	172	109	853
岩手	2,122	1,621	2,355	1,386	143	269	165	104	854
宮城	3,755	2,869	4,168	2,452	238	476	292	184	883
秋田	1,766	1,350	1,961	1,153	125	224	137	87	853
山形	1,848	1,412	2,051	1,207	120	234	144	91	854
福島	3,079	2,352	3,417	2,010	207	390	239	151	858
茨城	3,575	2,731	3,968	2,335	232	453	278	175	911
栃木	2,736	2,090	3,037	1,787	194	347	213	134	913
群馬	2,918	2,229	3,239	1,905	199	370	227	143	895
埼玉	6,981	5,334	7,749	4,559	442	884	542	342	987
千葉	5,329	4,072	5,916	3,480	346	675	414	261	984
東京	14,345	10,960	15,923	9,367	967	1,817	1,115	703	1,072
神奈川	6,880	5,256	7,637	4,492	425	872	535	337	1,071
新潟	3,442	2,629	3,820	2,247	223	436	267	169	890
富山	1,598	1,221	1,774	1,043	109	202	124	78	908
石川	1,903	1,454	2,112	1,243	130	241	148	93	891
福井	1,185	905	1,315	774	84	150	92	58	888
山梨	1,080	825	1,198	705	68	137	84	53	898
長野	2,779	2,123	3,084	1,815	186	352	216	136	908
岐阜	2,707	2,069	3,005	1,768	188	343	210	133	910
静岡	5,479	4,186	6,082	3,578	361	694	426	268	944
愛知	10,233	7,818	11,359	6,682	671	1,296	795	501	986
三重	2,191	1,674	2,432	1,430	140	278	170	107	933
滋賀	1,706	1,304	1,894	1,114	113	216	133	84	927
京都	2,596	1,984	2,882	1,696	164	329	202	127	968
大阪	10,931	8,351	12,134	7,138	783	1,385	849	535	1,023
兵庫	5,790	4,424	6,427	3,781	380	734	450	284	960
奈良	1,405	1,074	1,560	918	87	178	109	69	896
和歌山	1,215	929	1,349	794	79	154	94	60	889
鳥取	979	748	1,087	639	67	124	76	48	854
島根	1,039	794	1,154	679	65	132	81	51	857
岡山	2,898	2,214	3,216	1,892	195	367	225	142	892
広島	4,052	3,096	4,498	2,646	260	513	315	198	930
山口	1,775	1,356	1,970	1,159	121	225	138	87	888
徳島	973	744	1,081	636	64	123	76	48	855
香川	1,358	1,037	1,507	887	89	172	106	67	878
愛媛	2,117	1,617	2,350	1,382	137	268	164	104	853
高知	970	741	1,076	633	68	123	75	47	853
福岡	7,709	5,889	8,557	5,034	474	977	599	378	900
佐賀	1,492	1,140	1,656	974	101	189	116	73	853
長崎	2,120	1,620	2,354	1,385	143	269	165	104	853
熊本	2,739	2,092	3,040	1,788	186	347	213	134	853
大分	1,874	1,432	2,080	1,224	119	237	146	92	854
宮崎	2,078	1,587	2,306	1,357	153	263	161	102	853
鹿児島	2,812	2,148	3,121	1,836	190	356	218	138	853
沖縄	2,337	1,786	2,594	1,526	157	296	182	114	853
全国	160,685	122,764	178,363	104,927	10,662	20,356	12,486	7,870	961

(注1) 時給1500円は年間295.6万円に相当するが、それに対応する各県の平均消費性向が入手できないので、総務省「家計調査報告」の勤労者世帯十分位階級別平均消費性向の第1分位81.6%(年収25.2~34.3万円)と第2分位71.2%(年収252~343万円)の間である76.4%を全都道府県に適用した。

(注2) 「粗付加価値増加額」は、生産(販売)額から、購入した原材料、燃料、サービス等を差し引いたものであり、国内(県内)総生産とGDPにほぼ相当する。

(注3) 「雇用増加量」は、生産の増加に伴って新たに必要となる労働量を人数に換算したものであり、残業等によってカバーされれば、雇用者数としては増えない。

資料 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「就業構造基本調査」、「労働力調査」および「全国産業連関表」等から作成。

付表-1 「都道府県比較ランキング」

都道府県比較・ランキング ①

2022年度最低賃金額 (円)		時給1500円未満の人数 (千人)		短時間労働者率(%)		年間総賃金増加額(億円)	
東京	1,072	東京	2,650	神奈川	59.3	東京	11,474
神奈川	1,071	大阪	1,807	千葉	53.3	大阪	8,744
大阪	1,023	愛知	1,573	埼玉	53.1	愛知	8,185
埼玉	987	神奈川	1,286	兵庫	52.8	福岡	6,166
愛知	986	埼玉	1,058	奈良	52.5	北海道	6,056
千葉	984	福岡	970	大阪	51.9	埼玉	5,584
京都	968	北海道	951	京都	51.5	神奈川	5,503
兵庫	960	兵庫	855	愛知	49.7	兵庫	4,631
静岡	944	千葉	848	岐阜	49.4	静岡	4,382
三重	933	静岡	746	三重	48.2	千葉	4,263
広島	930	広島	555	東京	47.7	広島	3,241
滋賀	927	茨城	493	和歌山	47.1	宮城	3,004
北海道	920	宮城	464	長野	44.9	茨城	2,860
栃木	913	新潟	428	栃木	44.5	新潟	2,753
茨城	911	京都	392	茨城	44.4	福島	2,463
岐阜	910	群馬	376	滋賀	44.2	群馬	2,334
富山	908	岐阜	370	静岡	44.0	岡山	2,318
長野	908	長野	367	広島	43.9	鹿児島	2,249
福岡	900	栃木	361	山口	43.3	長野	2,223
山梨	898	岡山	361	石川	43.0	熊本	2,191
奈良	896	福島	356	山梨	42.8	栃木	2,189
群馬	895	熊本	315	群馬	41.6	岐阜	2,166
岡山	892	鹿児島	314	北海道	41.3	京都	2,077
石川	891	三重	305	福岡	40.7	沖縄	1,869
新潟	890	沖縄	266	富山	40.5	青森	1,774
和歌山	889	石川	249	長崎	40.4	三重	1,752
福井	888	愛媛	246	愛媛	39.3	岩手	1,697
山口	888	滋賀	243	鹿児島	39.1	長崎	1,696
宮城	883	長崎	240	宮城	38.5	愛媛	1,693
香川	878	青森	232	香川	38.4	宮崎	1,662
福島	858	山口	228	佐賀	38.2	石川	1,522
島根	857	岩手	225	福井	37.8	大分	1,499
徳島	855	宮崎	219	沖縄	37.0	山形	1,478
岩手	854	大分	218	高知	36.8	山口	1,420
山形	854	富山	210	新潟	36.5	秋田	1,413
鳥取	854	山形	199	徳島	36.5	滋賀	1,365
大分	854	奈良	187	大分	35.7	富山	1,278
青森	853	秋田	184	熊本	35.7	佐賀	1,193
秋田	853	香川	175	岡山	33.1	奈良	1,124
愛媛	853	佐賀	169	島根	33.1	香川	1,086
高知	853	和歌山	149	福島	32.5	和歌山	972
佐賀	853	福井	147	宮崎	32.0	福井	948
長崎	853	山梨	140	青森	31.9	山梨	863
熊本	853	島根	120	鳥取	31.9	島根	831
宮崎	853	徳島	113	秋田	29.2	鳥取	783
鹿児島	853	高知	113	山形	29.1	徳島	779
沖縄	853	鳥取	110	岩手	28.0	高知	776
全国	961	全国	22,579	全国	45.5	全国	128,528

都道府県比較・ランキング ②

1人平均月間賃金増加額 (万円)		家計消費増加額 (億円)		生産増加額 (億円)		生産増加額/家計消費増 加額 (%)	
青森	5.45	東京	8,766	東京	8,677	北海道	1.0046
秋田	5.45	大阪	6,680	愛知	6,259	愛知	1.0008
宮崎	5.42	愛知	6,253	大阪	5,881	東京	0.9898
岩手	5.35	福岡	4,711	北海道	4,648	広島	0.9839
山形	5.27	北海道	4,627	福岡	4,208	佐賀	0.9615
鹿児島	5.18	埼玉	4,266	埼玉	3,380	長崎	0.9519
長崎	5.12	神奈川	4,204	神奈川	3,353	鳥取	0.9493
鳥取	5.09	兵庫	3,538	兵庫	2,821	沖縄	0.9312
佐賀	5.08	静岡	3,348	静岡	2,795	岐阜	0.9271
沖縄	5.05	千葉	3,257	千葉	2,675	熊本	0.9251
熊本	5.00	広島	2,476	広島	2,436	高知	0.9114
愛媛	4.98	宮城	2,295	新潟	1,886	福井	0.9066
島根	4.96	茨城	2,185	茨城	1,855	新潟	0.8968
高知	4.96	新潟	2,103	宮城	1,839	福岡	0.8933
福島	4.95	福島	1,881	熊本	1,548	大阪	0.8803
大分	4.95	群馬	1,783	岐阜	1,534	富山	0.8764
徳島	4.93	岡山	1,771	福島	1,524	鹿児島	0.8730
和歌山	4.76	鹿児島	1,718	鹿児島	1,500	宮崎	0.8670
宮城	4.67	長野	1,698	群馬	1,493	山梨	0.8639
福井	4.65	熊本	1,674	岡山	1,481	長野	0.8546
新潟	4.64	栃木	1,672	長野	1,451	和歌山	0.8503
北海道	4.61	岐阜	1,655	沖縄	1,330	茨城	0.8490
福岡	4.60	京都	1,587	京都	1,284	群馬	0.8374
岡山	4.60	沖縄	1,428	長崎	1,234	岡山	0.8366
山口	4.54	青森	1,355	栃木	1,212	愛媛	0.8353
群馬	4.50	三重	1,339	青森	1,119	静岡	0.8347
香川	4.48	岩手	1,297	宮崎	1,101	香川	0.8288
山梨	4.48	長崎	1,296	愛媛	1,080	岩手	0.8260
石川	4.44	愛媛	1,294	岩手	1,071	青森	0.8257
奈良	4.43	宮崎	1,270	三重	1,003	千葉	0.8215
長野	4.41	石川	1,163	石川	952	石川	0.8187
栃木	4.41	大分	1,145	山形	882	奈良	0.8150
富山	4.41	山形	1,129	佐賀	876	福島	0.8102
岐阜	4.30	山口	1,085	山口	865	京都	0.8090
静岡	4.27	秋田	1,079	富山	856	島根	0.8033
広島	4.25	滋賀	1,043	秋田	852	宮城	0.8015
茨城	4.22	富山	976	大分	832	神奈川	0.7974
三重	4.20	佐賀	912	滋賀	800	山口	0.7974
滋賀	4.09	奈良	859	奈良	700	兵庫	0.7972
兵庫	3.99	香川	830	香川	688	埼玉	0.7923
京都	3.90	和歌山	743	福井	656	秋田	0.7895
埼玉	3.89	福井	724	和歌山	632	徳島	0.7824
愛知	3.82	山梨	660	山梨	570	山形	0.7808
千葉	3.71	島根	635	鳥取	568	滋賀	0.7668
大阪	3.56	鳥取	598	高知	540	三重	0.7495
神奈川	3.20	徳島	595	島根	510	大分	0.7264
東京	3.16	高知	593	徳島	465	栃木	0.7247
全国	4.14	全国	98,195	全国	85,922	全国	87.5

都道府県比較・ランキング ③

粗付加価値増加額 (億円)		粗付加価値増加額/家 計消費増加額 (%)		雇用量の増加 (人)		雇用量の増加/生産増 加額 (人/億円)	
東京	5,379	広島	0.662	東京	52,685	宮崎	6.62
大阪	3,820	北海道	0.642	大阪	37,952	大阪	6.45
愛知	3,763	岐阜	0.621	愛知	36,980	秋田	6.39
北海道	2,972	東京	0.614	北海道	28,708	栃木	6.39
福岡	2,627	長崎	0.609	福岡	23,327	高知	6.36
埼玉	2,259	鳥取	0.609	埼玉	19,274	福井	6.36
神奈川	2,216	愛知	0.602	神奈川	18,668	岐阜	6.26
兵庫	1,845	佐賀	0.599	兵庫	16,664	北海道	6.18
静岡	1,805	新潟	0.597	静岡	16,610	石川	6.17
千葉	1,647	高知	0.594	千葉	15,635	山口	6.15
広島	1,640	沖縄	0.587	広島	14,090	群馬	6.14
新潟	1,255	富山	0.578	新潟	11,033	富山	6.14
茨城	1,178	熊本	0.576	茨城	10,821	鳥取	6.13
宮城	1,103	宮崎	0.575	宮城	10,497	熊本	6.12
岐阜	1,028	大阪	0.572	岐阜	9,600	佐賀	6.10
福島	1,001	鹿児島	0.569	熊本	9,483	鹿児島	6.09
鹿児島	977	福井	0.567	福島	9,252	長崎	6.08
岡山	972	山梨	0.563	群馬	9,168	東京	6.07
熊本	964	福岡	0.558	鹿児島	9,130	福島	6.07
群馬	945	島根	0.556	岡山	8,969	岩手	6.06
長野	939	長野	0.553	長野	8,770	青森	6.06
京都	841	岡山	0.549	沖縄	8,029	岡山	6.05
沖縄	838	静岡	0.539	栃木	7,738	長野	6.04
栃木	805	茨城	0.539	長崎	7,498	沖縄	6.04
長崎	789	奈良	0.538	宮崎	7,290	滋賀	5.99
宮崎	731	香川	0.532	京都	7,282	静岡	5.94
青森	694	福島	0.532	青森	6,784	香川	5.91
愛媛	670	山形	0.530	岩手	6,494	愛知	5.91
岩手	665	京都	0.530	愛媛	6,309	兵庫	5.91
三重	658	群馬	0.530	石川	5,874	徳島	5.90
山形	599	埼玉	0.530	三重	5,788	山形	5.87
石川	597	神奈川	0.527	秋田	5,447	和歌山	5.87
富山	565	兵庫	0.521	佐賀	5,348	新潟	5.85
山口	563	山口	0.519	山口	5,323	千葉	5.84
佐賀	546	愛媛	0.518	富山	5,252	愛媛	5.84
大分	536	和歌山	0.514	山形	5,174	茨城	5.83
秋田	529	石川	0.514	滋賀	4,787	広島	5.78
滋賀	519	岩手	0.513	大分	4,744	三重	5.77
奈良	462	青森	0.512	福井	4,174	宮城	5.71
香川	442	千葉	0.506	香川	4,066	大分	5.70
福井	411	徳島	0.505	奈良	3,901	埼玉	5.70
和歌山	382	滋賀	0.498	和歌山	3,706	山梨	5.69
山梨	371	三重	0.492	鳥取	3,483	京都	5.67
鳥取	364	秋田	0.490	高知	3,436	島根	5.61
島根	353	栃木	0.481	山梨	3,244	奈良	5.57
高知	352	宮城	0.481	島根	2,861	神奈川	5.57
徳島	300	大分	0.468	徳島	2,748	福岡	5.54
全国	54,917	全国	0.559	全国	461,412	全国	5.98

付表-2 「最低賃金1500円実現による地域内生産増加額」

(注) 都道府県名の次にある数値は、民間消費需要増加額。

北海道			青森県		
		4,627			1,355
	部門名	金額 (億円)		部門名	金額 (億円)
1	耕種農業	56.6	1	農業	15.0
2	畜産	41.6	2	畜産	7.3
3	林業	6.1	3	林業	1.1
4	漁業	11.5	4	漁業	2.3
5	鉱業	5.3	5	鉱業	1.1
6	畜産食料品	42.2	6	飲食料品	52.5
7	水産食料品	18.5	7	繊維製品	0.5
8	その他の飲食料品	217.2	8	パルプ・紙・木製品	3.7
9	繊維製品	4.9	9	化学製品	0.4
10	木材・家具	6.6	10	石油・石炭製品	1.3
11	パルプ・紙	17.8	11	プラスチック・ゴム製品	1.0
12	印刷・製版・製本	16.2	12	窯業・土石製品	0.7
13	化学製品	11.2	13	鉄鋼	0.1
14	石油・石炭製品	93.1	14	非鉄金属	0.0
15	プラスチック製品	9.3	15	金属製品	0.4
16	皮革・ゴム	2.2	16	はん用機械	0.0
17	窯業・土石製品	4.5	17	生産用機械	0.1
18	鉄鋼・粗鋼	0.7	18	業務用機械	0.2
19	鉄鋼一次製品	2.0	19	電子部品	0.9
20	非鉄金属製品	0.5	20	電気機械	1.2
21	金属製品	7.3	21	情報通信機器	0.4
22	機械	21.3	22	輸送機械	0.7
23	その他の製造品	9.1	23	その他の製造工業製品	3.8
24	建設	17.9	24	建設	5.5
25	電力・ガス・水道	242.5	25	電力・ガス・熱供給	46.4
26	廃棄物処理	32.5	26	水道	16.2
27	商業	758.9	27	廃棄物処理	6.1
28	金融・保険・不動産	1,253.1	28	商業	92.8
29	運輸・郵便	258.3	29	金融・保険	97.7
30	情報通信	226.0	30	不動産	273.9
31	公務	23.9	31	運輸・郵便	64.5
32	教育・研究	94.3	32	情報通信	50.6
33	医療・福祉	266.6	33	公務	2.9
34	他に分類されない会員制団体	63.9	34	教育・研究	33.1
35	対事業所サービス	349.0	35	医療・福祉	86.2
36	対個人サービス	427.1	36	他に分類されない会員制団体	11.9
37	事務用品	7.2	37	対事業所サービス	65.1
38	分類不明	21.2	38	対個人サービス	165.1
	合 計	4,648.2	39	事務用品	1.6
			40	分類不明	4.7
				合 計	1,118.9

岩手県

1,297

部門名		金額 (億円)
1	農業	14.3
2	畜産	7.0
3	林業	1.0
4	漁業	2.2
5	鉱業	1.0
6	飲食料品	50.2
7	繊維製品	0.5
8	パルプ・紙・木製品	3.6
9	化学製品	0.4
10	石油・石炭製品	1.3
11	プラスチック・ゴム製品	1.0
12	窯業・土石製品	0.7
13	鉄鋼	0.1
14	非鉄金属	0.0
15	金属製品	0.4
16	はん用機械	0.0
17	生産用機械	0.1
18	業務用機械	0.2
19	電子部品	0.8
20	電気機械	1.2
21	情報通信機器	0.4
22	輸送機械	0.6
23	その他の製造工業製品	3.7
24	建設	5.3
25	電力・ガス・熱供給	44.4
26	水道	15.5
27	廃棄物処理	5.9
28	商業	88.8
29	金融・保険	93.5
30	不動産	262.1
31	運輸・郵便	61.7
32	情報通信	48.4
33	公務	2.8
34	教育・研究	31.7
35	医療・福祉	82.5
36	他に分類されない会員制団体	11.4
37	対事業所サービス	62.3
38	対個人サービス	158.1
39	事務用品	1.5
40	分類不明	4.5
合 計		1 071.0

秋田県

1,079

部門名		金額 (億円)
1	農業	11.7
2	林業	0.8
3	漁業	0.6
4	鉱業	0.5
5	飲食料品	35.5
6	繊維製品	1.6
7	パルプ・紙・木製品	1.8
8	化学製品	1.1
9	石油・石炭製品	0.9
10	プラスチック・ゴム製品	1.2
11	窯業・土石製品	0.5
12	鉄鋼	0.0
13	非鉄金属	0.1
14	金属製品	0.5
15	はん用機械	0.0
16	生産用機械	0.1
17	業務用機械	0.1
18	電子部品	0.1
19	電気機械	0.1
20	情報通信機器	0.1
21	輸送機械	0.3
22	その他の製造工業製品	3.5
23	建設	4.3
24	電力・ガス・熱供給	31.5
25	水道	10.7
26	廃棄物処理	4.9
27	商業	124.2
28	金融・保険	73.7
29	不動産	182.7
30	運輸・郵便	42.9
31	情報通信	49.9
32	公務	5.0
33	教育・研究	14.3
34	医療・福祉	73.1
35	他に分類されない会員制団体	18.3
36	対事業所サービス	38.0
37	対個人サービス	112.8
38	事務用品	1.4
39	分類不明	3.2
合 計		852.3

山形県

1,129

部門名	金額 (億円)
1 農業	14.1
2 林業	0.7
3 漁業	0.8
6 鉱業	0.9
11 飲食料品	21.9
15 繊維製品	2.0
16 パルプ・紙・木製品	1.1
20 化学製品	3.7
21 石油・石炭製品	1.3
22 プラスチック・ゴム製品	0.3
25 窯業・土石製品	0.4
26 鉄鋼	0.0
27 非鉄金属	0.1
28 金属製品	0.3
29 はん用機械	0.0
30 生産用機械	0.0
31 業務用機械	0.1
32 電子部品	0.0
33 電気機械	0.7
34 情報通信機器	0.0
35 輸送機械	1.3
39 その他の製造工業製品	6.2
41 建設	4.5
46 電力・ガス・熱供給	26.4
47 水道	15.7
48 廃棄物処理	3.6
51 商業	112.4
53 金融・保険	62.2
55 不動産	274.8
57 運輸・郵便	40.1
59 情報通信	31.6
61 公務	4.8
63 教育・研究	22.0
64 医療・福祉	65.9
65 他に分類されない会員制団体	22.1
66 対事業所サービス	34.5
67 対個人サービス	100.7
68 事務用品	1.2
69 分類不明	3.3
合計	881.8

宮城県

2,295

部門名	金額 (億円)
1 耕種農業	12.1
2 畜産	4.3
3 農業サービス	3.9
4 林業	1.5
5 漁業	1.7
6 鉱業	1.9
7 飲食料品	45.5
8 繊維製品	1.4
9 パルプ・紙・木製品	6.1
10 印刷・製版・製本	4.5
11 化学製品	3.5
12 石油・石炭製品	29.3
13 プラスチック・ゴム	4.0
14 窯業・土石製品	1.6
15 鉄鋼・非鉄金属	1.3
16 金属製品	1.9
17 生産用・業務用機械	2.0
18 電気機械	24.0
19 輸送機械	6.7
20 その他の製造工業製品	4.2
21 建築	34.2
22 土木	0.0
23 電力・ガス・熱供給	40.0
24 水道・廃棄物処理	36.2
25 商業	135.5
26 金融・保険	138.4
27 不動産	474.1
28 運輸・郵便	125.1
29 情報通信	118.9
30 公務	6.4
31 教育・研究	68.3
32 医療・保健・社会保障・介護	75.2
33 その他の非営利団体サービス	25.5
34 対事業所サービス	138.9
35 対個人サービス	249.2
36 事務用品	2.9
37 分類不明	9.0
合計	1 839.2

福島県

1,881

部門名	金額 (億円)
1 農業	23.9
2 林業	1.1
3 漁業	0.8
4 鉱業	0.8
5 飲食料品	68.8
6 繊維製品	2.2
7 パルプ・紙・木製品	3.7
8 化学製品	5.2
9 石油・石炭製品	2.3
10 プラスチック・ゴム製品	2.3
11 窯業・土石製品	1.0
12 鉄鋼	0.0
13 非鉄金属	0.4
14 金属製品	1.1
15 はん用機械	0.1
16 生産用機械	0.2
17 業務用機械	0.5
18 電子部品	0.8
19 電気機械	2.4
20 情報通信機器	3.4
21 輸送機械	4.4
22 その他の製造工業製品	8.0
23 建設	5.9
24 電力・ガス・熱供給	72.3
25 水道	19.1
26 廃棄物処理	10.8
27 商業	162.8
28 金融・保険	122.8
29 不動産	381.1
30 運輸・郵便	89.0
31 情報通信	54.6
32 公務	10.2
33 教育・研究	27.9
34 医療・福祉	101.8
35 他に分類されない会員制団体	20.6
36 対事業所サービス	77.0
37 対個人サービス	227.5
38 事務用品	2.3
39 分類不明	5.4
合計	1 524.4

栃木県

1,672

部門名	金額 (億円)
1 農林漁業	9.5
6 鉱業	0.5
11 飲食料品	25.9
15 繊維製品	0.3
16 パルプ・紙・木製品	2.1
20 化学製品	0.8
21 石油・石炭製品	1.3
22 プラスチック・ゴム製品	1.3
25 窯業・土石製品	0.5
26 鉄鋼	0.1
27 非鉄金属	0.0
28 金属製品	0.5
29 はん用機械	0.0
30 生産用機械	0.1
31 業務用機械	0.1
32 電子部品	0.6
33 電気機械	0.6
34 情報通信機器	1.3
35 輸送機械	0.4
39 その他の製造工業製品	3.0
41 建設	6.2
46 電力・ガス・熱供給	23.2
47 水道	8.2
48 廃棄物処理	4.7
51 商業	153.3
53 金融・保険	106.7
55 不動産	336.7
57 運輸・郵便	70.0
59 情報通信	46.4
61 公務	7.4
63 教育・研究	44.6
64 医療・福祉	90.6
65 他に分類されない会員制団体	14.7
66 対事業所サービス	56.1
67 対個人サービス	188.2
68 事務用品	2.1
69 分類不明	3.8
合計	1 211.8

2016年版北海道・東北地方最低生計費試算調査結果—2022年版改正点と総括

1. 消費支出の物価変動について

・2016年から2022年10月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、食費(家での食事および廃棄分)、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費。

2. 食費における会食費について

・合意形成会議において、飲み会に参加した場合、代行運転サービスを利用することを踏まえて、1回2,000円、計4,000円を上乗せすることとした(札幌在住は除く)。

3. 住居費について

・2022年版のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した。具体的には、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(ワンルーム or 1K、2階以上、エアコン付き)について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

青森市

条件に該当するのは122件。最低は25,000円、最高は55,000円。3万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、33,000円を住居費とした。

秋田市

条件に該当するのは154件。最低は28,000円、最高は61,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

盛岡市

条件に該当するのは404件。最低は28,000円、最高は65,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、37,000円を住居費とした。

山形市

条件に該当するのは265件。最低は25,000円、最高は75,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、34,000円を住居費とした。

仙台市(太白区)

条件に該当するのは507件。最低は26,000円、最高は80,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

福島市

条件に該当するのは200件。最低は27,000円、最高は75,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、36,000円を住居費とした。

札幌市

条件に該当するのは101件。最低は24,000円、最高は56,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、38,000円を住居費とした。

4. 日帰り行楽について

・2016年版では、日帰り行楽について頻度が年に4回で1回あたり費用が5,000円であったが、2022年の合意形成会議にて頻度を3か月に1回、1回あたりの費用を10,000円とした（札幌在住は除く）。

5. クリーニング代

・男性については、背広2着・オーバーコート2着分の、女性については、ワンピース2着・オーバーコート2着分のクリーニング代を想定した（1着=1,100円）。

1着1,100円*4/12=月額367円

6. 交通費

・通勤定期代として、地下鉄白石駅からさっぽろ駅まで3ヵ月定期29,930円、1か月当たり9,977円とした。

7. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について

・近年、アマゾンプライムやネットフリックス等の映像コンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2022年の合意形成会議にて加入することを想定し、月額1,000円を計上した。なお、これに伴い、書籍費を削除することとした。

8. 自治会費（町内会費）

・2016年版では、自治会には加入していないものとして算定しなかったが、2022年の合意形成会議にて加入したほうがよいとの意見が多く、新たに算定した（月300円）（札幌在住は除く）。

9. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年）の結果に基づいて、各都市における若者（25歳、大卒、勤続3年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の1%に相当）も改定した。

（資料）令和3年「賃金構造基本統計調査」

区分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計							
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与 その他特別給与額	労働者数
北海道	27.5	4.3	164	11	250.2	224.7	596.6	8993
青森	27.5	4.9	164	11	230.7	210.3	526.1	1677
岩手	27.5	5	164	14	238.8	214.4	540.3	2078
宮城	27.5	4.7	165	13	258.6	231.2	618.2	5001
秋田	27.5	5	167	10	230.9	211.3	506.5	1447
山形	27.5	5	166	12	241.2	216.4	522.8	2139
福島	27.4	5.1	167	14	249.4	222.2	569.1	3717

年収設定（括弧内は前回の設定）

青森	月収 21.0 万円×14 か月、	年収 294 万円（228 万円）
岩手	21.4 万円×14 か月、	300 万円（228 万円）
宮城	23.1 万円×14 か月、	323 万円（228 万円）
秋田	21.1 万円×14 か月、	295 万円（228 万円）
山形	21.6 万円×14 か月、	302 万円（228 万円）
福島	22.2 万円×14 か月、	310 万円（228 万円）
北海道	22.5 万円×14 か月、	315 万円（266 万円）

10. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2022 年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

青森市版

1) 所得税

4 月分の給与を 210,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980 円。これにボーナスに対する分（月額 1,429 円）を加算すると、5,409 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝294 万円÷4×2.8－8 万円＝1,978,000 円

給与所得－(社会保険料控除＋基礎控除)＝1,978,000 円－(448,149 円＋43 万円)＝1,099,851 円

市民税（税率6%）は、

$1,099,851 \text{ 円} \times 6\% \doteq 65,991 \text{ 円}$

県民税（同4%）は、

$1,099,851 \text{ 円} \times 4\% \doteq 43,994 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、 $65,991 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} \doteq 64,400 \text{ 円}$

県民税は、 $43,994 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} \doteq 42,900 \text{ 円}$

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	1,500円

したがって、住民税額（年額）は、 $64,400 \text{ 円} + 42,900 \text{ 円} + 3,500 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} = 112,300 \text{ 円}$ となり、1か月当たりでは9,358円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（青森県）保険料率10.03%（うち労働者分=5.015%）

→標準報酬月額220,000円では、11,033円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を210,000円とすると、1,050円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、 $20,130 \text{ 円} + 11,033 \text{ 円} + 1,050 \text{ 円} = 32,213 \text{ 円}$ となり、 $\times 12$ ヶ月分=386,556円となる。

これにボーナス分61,593円を加えると448,149円となる（月あたり37,345円）。

秋田市版

1) 所得税

4月分の給与を211,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980円。これにボーナスに対する分（月額1,436円）を加算すると、5,416円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=295万円 $\div 4 \times 2.8 - 8$ 万円=1,985,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=1,985,000円-(452,176円+43万円)=1,102,824円

市民税（税率6%）は、

$1,102,824 \text{ 円} \times 6\% \doteq 66,169 \text{ 円}$

県民税（同4%）は、

$1,102,824 \text{ 円} \times 4\% \div 44,112 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、 $66,169 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} \div 64,600 \text{ 円}$

県民税は、 $44,112 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} \div 43,100 \text{ 円}$

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,300円

したがって、住民税額（年額）は、 $64,600 \text{ 円} + 43,100 \text{ 円} + 3,500 \text{ 円} + 2,300 \text{ 円} = 113,500 \text{ 円}$ となり、1か月当たりでは9,458円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率10.27%（うち労働者分=5.135%）

→標準報酬月額220,000円では、11,297円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を211,000円とすると、1,055円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、 $20,130 \text{ 円} + 11,297 \text{ 円} + 1,055 \text{ 円} = 32,482 \text{ 円}$ となり、 $\times 12$ ヶ月分=389,784円となる。

これにボーナス分62,392円を加えると452,176円となる（月あたり37,681円）。

盛岡市版

1) 所得税

4月分の給与を214,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,120円。これにボーナスに対する分（月額1,456円）を加算すると、5,576円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=300万円 $\div 4 \times 2.8 - 8$ 万円=2,020,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,020,000円-(447,721円+43万円)=1,142,279円

市民税（税率6%）は、

$1,142,279 \text{ 円} \times 6\% \div 68,536 \text{ 円}$

県民税（同4%）は、

$1,142,279 \text{ 円} \times 4\% \div 45,691 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、 $68,536 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} \div 67,000 \text{ 円}$

県民税は、 $45,691 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} \doteq 44,600 \text{ 円}$

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、 $67,000 \text{ 円} + 44,600 \text{ 円} + 3,500 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} = 117,600 \text{ 円}$ となり、1か月当たりでは9,800円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率9.91%（うち労働者分=4.955%）

→標準報酬月額220,000円では、10,901円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を214,000円とすると、1,070円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、 $20,130 \text{ 円} + 10,901 \text{ 円} + 1,070 \text{ 円} = 32,101 \text{ 円}$ となり、 $\times 12 \text{ ヶ月分} = 385,212 \text{ 円}$ となる。

これにボーナス分62,509円を加えると447,721円となる（月あたり37,310円）。

山形市版

1) 所得税

4月分の給与を216,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,200円。これにボーナスに対する分（月額1,470円）を加算すると、5,670円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=302万円 $\div 4 \times 2.8 - 8 \text{ 万円} = 2,034,000 \text{ 円}$

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,034,000円-(449,654円+43万円)=1,154,346円

市民税（税率6%）は、

$1,154,346 \text{ 円} \times 6\% \doteq 69,260 \text{ 円}$

県民税（同4%）は、

$1,154,346 \text{ 円} \times 4\% \doteq 46,173 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、 $69,260 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} \doteq 67,700 \text{ 円}$

県民税は、 $45,693 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} \doteq 44,600 \text{ 円}$

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、67,700円+45,100円+3,500円+2,500円=118,800円となり、1か月当たりでは9,900円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（山形県）保険料率9.99%（うち労働者分=4.995%）

→標準報酬月額220,000円では、10,989円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を216,000円とすると、1,080円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円+10,989円+1,080円=32,199円となり、×12ヶ月分=386,388円となる。

これにボーナス分63,266円を加えると449,654円となる（月あたり37,471円）。

仙台市版

1) 所得税

4月分の給与を231,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,630円。これにボーナスに対する分（月額1,572円）を加算すると、6,202円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=2%、市民税=8%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=323万円÷4×2.8-8万円=2,181,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,181,000円-(492,070円+43万円)=1,258,930円

市民税（税率8%）は、

1,258,930円×8%≒100,714円

県民税（同2%）は、

1,258,930円×2%≒25,178円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、100,714円-1,500円≒99,200円

県民税は、25,178円-1,000円≒24,100円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,700円

したがって、住民税額（年額）は、99,200円+24,100円+3,500円+2,700円=129,500円となり、1か

月当たりでは 10,791 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ (宮城県) 保険料率 10.18% (うち労働者分=5.09%)

→標準報酬月額 220,000 円では、12,216 円が本人負担分

③雇用保険料率 (失業給付分) =1.35% (うち労働者分=0.5%)

→月収を 231,000 円とすると、1,155 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960 円+12,216 円+1,155 円=35,331 円となり、×12 ヶ月分=423,972 円となる。

これにボーナス分 68,098 円を加えると 492,070 円となる (月あたり 41,005 円)。

福島市版

1) 所得税

4 月分の給与を 222,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,410 円。これにボーナスに対する分 (月額 1,511 円) を加算すると、5,921 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方 (県民税=4%、市民税=6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円~360 万円未満のため、

給与所得=310 万円÷4×2.8-8 万円=2,090,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,090,000 円-(446,529 円+43 万円)=1,213,471 円

市民税 (税率 6%) は、

1,213,471 円×6%≒72,808 円

県民税 (同 4%) は、

1,213,471 円×4%≒48,538 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、72,808 円-1,500 円≒71,300 円

県民税は、48,538 円-1,000 円≒47,500 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額 (年額) は、71,300 円+47,500 円+3,500 円+2,500 円=124,800 円となり、1 か月当たりでは 10,400 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（福島県）保険料率 9.65%（うち労働者分=4.825%）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,615 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 222,000 円とすると、1,110 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円+10,615 円+1,110 円=31,855 円となり、×12 ヶ月分=382,260 円となる。

これにボーナス分 64,269 円を加えると 446,529 円となる（月あたり 37,210 円）。

札幌市版

1) 所得税

4 月分の給与を 225,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,480 円。これにボーナスに対する分（月額 1,531 円）を加算すると、6,011 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（道民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得=315 万円÷4×2.8-8 万円=2,125,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,125,000 円-(459,010 円+43 万円)=1,235,990 円

市民税（税率 6%）は、

1,235,990 円×6%≒74,159 円

県民税（同 4%）は、

1,235,990 円×4%≒49,439 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、74,159 円-1,500 円≒72,600 円

県民税は、49,439 円-1,000 円≒48,400 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
道民税	1,500 円

したがって、住民税額（年額）は、72,600 円+48,400 円+3,500 円+1,500 円=126,000 円となり、1 か月当たりでは 10,500 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（北海道）保険料率 10.39%（うち労働者分=5.195%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,429 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35％（うち労働者分＝0.5％）

→月収を 225,000 円とすると、1,125 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円＋11,429 円＋1,125 円＝32,684 円となり、×12 ヶ月分＝392,208 円となる。

これにボーナス分 66,802 円を加えると 459,010 円となる（月あたり 38,250 円）。

（追加）自動車関係費について

2016 年の試算では、小型自動車所有を想定した。いっぽう税金等を考慮すると軽自動車所有のほうが費用が低くなることが、他の地域における試算で明らかになっている。今回は軽自動車所有を想定した試算も行った。試算の内訳は以下のとおりとなる。

自動車関係費：軽乗用車

（東北地方共通）

費 目	金額(円)	備考	6年間の金額(円)	1カ月当たりの額(円)
車両価格（車検基本料込み）	650,000		650,000	9,028
税・保険料（①～⑥）の計	129,715		453,290	6,296
①消費税（10%、取得時）	65,000		65,000	—
②軽自動車税（毎年）	10,800		64,800	—
③重量税（1年分）	3,300	2年分 6,600 円の 1/2	19,800	—
④自賠責保険料（1年分）	9,865	2年分 19,730 円の 1/2	59,190	—
⑤任意保険料（年額）	40,750		244,500	—
整備費用（⑥～⑩）の計			272,976	3,791
⑥車検（2年ごと）	15,000	6年間で2回	30,000	—
⑦上記の消費税（10%）	1,500	同上	3,000	—
⑧印紙代	1,400	同上	2,800	—
⑨部品・消耗品の交換費用	*詳細は下表を参照		215,614	—
⑩上記の消費税（10%）			21,561	—
駐車場代（月額）	3,000		—	3,000
ガソリン代（月額）	8,900		—	8,900
合 計				31,015

注 1)7 年落ち（2016 年に初回登録、6 万 km 走行）の中古軽乗用車（660cc）を購入後 6 年使用する（車検直前に手放す）。

2) Web サイトで条件に合ったのは 140 台で、価格（車両本体）の最低が 30 万円、最高が 169 万円、安い方から 3 割程度の価格は 65 万円（消費税抜き）。2022 年 10 月調査。

3)消費税率は10%で不変とした。

4)任意保険の契約内容は、対人賠償無制限、対物賠償無制限、免責金額=車対車免ゼロ、搭乗者傷害=1,000万円で16等級とした。

部品・消耗品の交換費用

費 目	交換時期	部品代 (円)	工賃 (円)	交換回数 /6年	6年間の 金額 (円)
エンジンオイル	10,000 kmごと	2,420	599	5	15,096
オイルフィルター	10,000 kmごと	1,294	839	5	10,667
バッテリー交換	4年間に1回	7,168	599	2	15,536
冷却水交換	10万kmごと	5,550	2,398	1	7,948
スパークプラグ	5万kmごと	623	599	1	1,222
ヘッドライトバルブ	切れたら	2,775	599	1	3,374
タイヤ交換	4万kmごと	17,822	4,795	1	22,617
スタッドレスタイヤ	3年ごと	32,412	6,993	2	78,810
冬用ワイパー	消耗したら	11,100	0	1	11,100
ブレーキフルード	車検時	2,254	3,596	2	11,702
フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	7,672	7,193	1	14,865
リアブレーキシュー	40,000 kmごと	4,040	4,429	1	8,469
ワイパーブレードラバー	年1回	2,398	444	5	14,208
合 計					215,614

注1)部品・消耗品の交換費用については、整備工場2社に問い合わせ設定した。

2) 部品交換時に12カ月点検を含むものとした。

3)購入後6年間の走行距離を58,254kmとし、以下のようにして算定した。

上表(自動車関係費)の月額ガソリン代(8,900円)を2022年10月時点のガソリン価格(165円/ℓ)で除したものに、燃費(軽乗用車:15km/ℓ)を乗じ、それを12倍することによって1年間の走行距離(9,709km)を算定し、これを6倍した。

2022年改定の総括

春闘では労働組合の要求への満額回答が相次ぎ、23年の賃上げ率は30年ぶりの高水準が期待される。しかし、2021年後半から始まる物価高騰は国民・労働者の生活を直撃しており、この物価高騰を埋め合わせるほどに賃上げ水準は達していないのが実際である。つまり、実質的には賃金は下落しているのである。

今回、2016年に試算を行った最低生計費について、今回の物価高騰だけでなく、2019年の消費増税等も加味して、再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税等抜きで月額18～19万円に達することが分かった。今回の2022年版の最低生計費を2016年版と比較すると、北海道で10.5%、青森県で15.5%、秋田県で16.9%、岩手県で12.8%、山形県で14.7%、宮城県で17.6%、福島県で15.0%、それぞれ上昇している。これは生計費が上昇した分だけ（賃金が上がっていないとすれば）、暮らしにくくなったことを意味する。昨年10月に最低賃金額は3.3%引き上げられたが、物価高騰はその後も継続しており、さらなる最賃改定が望まれる。8時間働いて普通に生活するためには、時給額は少なくとも1500円必要であり（人間らしい労働時間を考慮すれば1600～1700円以上）、この金額に地域差がないことが、今回の試算によって改めて明白になったのである。全国一律最低賃金1,500円の早期の実現が望まれる。

総括表1 2022年版東北地方最低生計費試算結果一覧（25歳単身男性）

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
消費支出	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513
食費	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442
家での食事	25,317	25,937	25,944	25,337	25,929	26,140
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外食・会食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
廃棄分	1,266	1,298	1,297	1,268	1,297	1,302
住居費	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
家賃	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
光熱・水道	10,496	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903
家具・家事用品	4,066	3,841	4,932	4,321	4,150	3,893
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,951	1,317	1,904	1,674	1,466	1,695
室内装備品	118	121	209	198	140	184
寝具類	632	683	831	548	675	378
家事雑貨	587	1,030	993	1,088	922	654
家事用消耗品	779	689	994	813	947	981
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
被服・履物	6,610	6,626	6,869	5,856	7,434	6,231
洗濯代	275	275	275	275	275	275
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234
交通費（自動車関係費）	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015
通信費	5,135	5,099	5,042	5,007	5,088	5,219

教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
教養娯楽耐久財	5,041	5,728	5,430	4,531	4,954	5,238
書籍	0	0	0	0	0	0
日帰り行楽	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
旅行	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
NHK受信料等	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
理美容費	3,993	3,726	3,413	4,723	3,582	3,536
理美容用品	2,002	1,664	1,407	2,790	1,616	1,629
理美容サービス	1,992	2,062	2,007	1,932	1,966	1,907
身の回り用品	494	686	1,002	1,264	815	816
その他	15,650	15,660	15,690	15,710	15,860	15,770
自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0
プレゼント費用	833	833	833	833	833	833
自治会費	300	300	300	300	300	300
共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
忘年会等	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
その他会費	250	250	250	250	250	250
組合費	2,100	2,110	2,140	2,160	2,310	2,220
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531
所得税	5,409	5,416	5,576	5,670	6,202	5,921
住民税	9,358	9,458	9,800	9,900	10,791	10,400
社会保険料	37,345	37,681	37,310	37,471	41,005	37,210
予備費	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300
最低生計費						
税等抜き月額	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813
税等込み月額	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344
税等込み年額	2,994,406	3,042,961	3,096,033	3,030,793	3,120,074	3,064,130
必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,436	1,459	1,484	1,453	1,496	1,469
必要最低賃金額（150 時間換算）	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702
最低賃金額（2023 年）	853 円	853 円	854 円	854 円	883 円	858 円

総括表2 2022年版北海道最低生計費試算結果(25歳単身男性および女性)

	男性	女性
消費支出	176,146	173,685
食費	43,426	35,146
家での食事	26,119	21,568
外食・昼食	10,000	5,000
外食・会食	6,000	7,500
廃棄分	1,307	1,078
住居費	38,000	38,000
家賃	38,000	38,000
光熱・水道	13,269	12,914
家具・家事用品	4,538	4,903
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,765	1,765
室内装備品	264	264
寝具類	558	558
家事雑貨	994	1,223
家事用消耗品	956	1,092
被服・履物	6,395	4,855
被服・履物	6,028	4,488
洗濯代	367	367
保健医療費	4,480	3,218
保健医療費	4,480	3,218
交通・通信	14,390	14,895
交通費	9,977	9,977
通信費	4,413	4,918
教育	0	0
教養娯楽	30,598	30,598
教養娯楽耐久財	5,373	5,373
書籍	0	0
日帰り行楽	5,000	5,000
旅行	10,000	10,000
余暇費用	8,000	8,000
定額制コンテンツ	1,000	1,000
NHK受信料等	1,225	1,225
理美容費	3,353	9,515

	理美容用品	1,324	5,423
	理美容サービス	2,028	4,092
	身の回り用品	782	1,059
	その他	16,916	18,583
	自由裁量費	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	3,333	5,000
	お中元・お歳暮	0	0
	プレゼント費用	2,083	2,083
	自治会費	0	0
	共益費	2,000	2,000
	忘年会等	1,000	1,000
	その他会費	250	250
	組合費	2,250	2,250
	非消費支出	54,761	54,761
	所得税	6,011	6,011
	住民税	10,500	10,500
	社会保険料	38,250	38,250
	予備費	17,600	17,300
最低 生 計 費	税等抜き月額	193,746	190,985
	税等込み月額	248,507	245,746
	税等込み年額	2,982,084	2,948,952
	必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,430	1,414
	必要最低賃金額（150 時間換算）	1,657	1,638
	最低賃金額（2023 年）	920 円	

表1 北海道・東北地方最低生計費試算調査結果(2022年版改定) 総括表

都道府県名	北海道		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県
	男性	女性	青森市 男性	秋田市 男性	盛岡市 男性	山形市 男性	仙台市 男性	福島市 男性
性別	C		D	D	D	D	C	D
最賃ランク	C		D	D	D	D	C	D
消費支出	176,146	173,685	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513
食費	43,426	35,146	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442
住居費	38,000	38,000	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
水道・光熱	13,269	12,914	10,406	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903
家具・家事用品	4,538	4,903	4,066	3,841	3,932	4,321	4,150	3,893
被服・履物	6,395	4,855	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
保健医療	4,480	3,218	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
交通・通信	14,390	14,895	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234
教養・娯楽	30,598	30,598	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
その他	21,051	29,157	20,138	20,072	20,105	21,696	20,257	20,123
非消費支出	54,761	54,761	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531
予備費	17,600	17,300	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300
最低生計費(月額)	193,746	190,985	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813
	248,507	245,746	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344
年額(税込)	2,982,084	2,948,952	2,994,408	3,042,960	3,096,036	3,030,792	3,120,072	3,064,128
必要最低資金額A(173.8時間換算)	1,430	1,414	1,436	1,459	1,484	1,453	1,496	1,469
必要最低資金額B(150時間換算)	1,657	1,638	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702

表2 北海道・東北地方最低生計費試算調査結果（2016年版）総括表

都道府県名	北海道		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県
	男性	女性	青森市 男性	秋田市 男性	盛岡市 男性	山形市 男性	仙台市 男性	福島市 男性
性別	C		D	D	D	D	C	D
最賃ランク	C		D	D	D	D	C	D
消費支出	163,805	162,204	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952
食費	39,991	32,310	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703
住居費	32,000	32,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
水道・光熱	10,206	9,933	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	4,071	4,398	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509
被服・履物	5,828	4,431	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225
保健医療	4,558	3,274	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	16,660	17,438	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028
教養・娯楽	30,068	30,068	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726
その他	20,423	28,352	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450
非消費支出	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320
予備費	16,300	16,200	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700
最低生計費 (月額)	180,105	178,404	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652
年額(税込)	224,983	223,282	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972
必要最低賃金額A (173.8時間換算)	2,699,796	2,679,384	2,592,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664
	1,294	1,285	1,243	1,248	1,316	1,267	1,272	1,277
必要最低賃金額B (150時間換算)	1,500	1,489	1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480

定 雇 第 101 号
令和5年5月12日

岩手労働局労働基準部長
岩手労働局職業安定部長
岩手労働局雇用環境・均等室長 } 様

岩手県商工労働観光部長



令和5年度岩手県最低賃金の改正等について

日頃、本県の労働行政の推進に当たり、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、このことについては、令和5年3月23日の岩手県議会において請願が採択され、県議会議長から貴局長宛てに意見書が提出されているところです。

労働基準法において、労働条件は、労働者と使用者が対等な立場において決定すべきものと定められており、また、最低賃金法は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資することを目的としているところです。

特に本県においては、人手不足が深刻化する中において、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正や制度の履行確保は、人材確保の観点からも重要な課題となっております。

つきましては、最低賃金の決定等に当たっては、意見書の趣旨を踏まえ、本県労働者の労働条件の改善に資するよう考慮されるとともに、事業所に対する指導監督を強化し、制度の履行確保を図られるようお願いいたします。

また、岩手地方最低賃金審議会に対しましても、同様の趣旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

担 当
定住推進・雇用労働室 労働担当 高橋
TEL : 019-629-5581 FAX : 019-629-5589
E-Mail : tomoya-ta@pref.iwate.jp



中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年を目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年目の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですでに十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比（差）については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
茨城	81.2
静岡	80.7
富山	80.5
広島	80.5
滋賀	80.3
栃木	80.2
群馬	79.6
宮城	79.4
山梨	78.9
山梨	78.6
三重	78.6
石川	78.4
福井	78.4
香川	78.1
岡山	77.4
福岡	77.3
奈良	76.9
山形	76.9
長野	76.8
北海道	76.8
岐阜	76.1
徳島	75.4
福井	74.6
新潟	74.3
和歌山	74.0
愛媛	73.4
島根	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	71.6
佐賀	71.5
長崎	71.4
岩手	71.4
高知	71.1
鳥取	71.1
秋田	71.0
鹿島	69.7
宮崎	69.6
青森	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

地方最低賃金審議会の公開状況

※会議の傍聴及び議事内容のHP掲載状況 ○:公開 △:一部公開 ×:非公開

	令和4年度						令和3年度					
	本審			専門部会			本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
秋田	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
茨城	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
栃木	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	△	議事録	○	○	議事録	○	△	議事録	○
千葉	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
新潟	△	議事録	○	×	議事録	○	△	議事録	○	×	議事録	○
富山	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
石川	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
福井	△	議事録	○	△	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事録(一部)	○
山梨	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
長野	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
岐阜	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
三重	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
滋賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
京都	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
奈良	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
山口	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
徳島	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○	△	議事要旨	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
佐賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
長崎	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
熊本	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大分	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
宮崎	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
鹿児島	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
	○24	議事録33	○47	○1	議事録8	○47	○22	議事録27	○47	○1	議事録7	○47
	△23	議事録(一部)14	△0	△18	議事録(一部)12	△0	△25	議事録(一部)19	△0	△17	議事録(一部)12	△0
	×0	議事要旨0	×0	×28	議事要旨27	×0	×0	議事要旨1	×0	×29	議事要旨28	×0

ランクごとの目安額（公益委員見解）の推移

ラ ン ク	平成 26 年度		27		28		29		30		令和 元 年度		2		3		4	
		差額		差額		差額		差額		差額		差額	(注2)	差額		差額		差額
A	19円 (2.3)	+6	19円 (2.2)	+3	25円 (2.9)	+4	26円 (2.9)	+4	27円 (2.9)	+4	28円 (3.0)	+2	— (—)	—	28円 (2.9)	0	31円 (3.1)	+1
B	15 (2.0)	+2	18 (2.4)	+2	24 (3.1)	+3	25 (3.1)	+3	26 (3.2)	+3	27 (3.2)	+1	— (—)	—	28 (3.2)	0	31 (3.4)	+1
C	14 (2.0)	+1	16 (2.2)	0	22 (3.0)	+1	24 (3.1)	+2	25 (3.2)	+2	26 (3.2)	0	— (—)	—	28 (3.3)	0	30 (3.5)	0
D	13 (2.0)	0	16 (2.4)	0	21 (3.0)	0	22 (3.1)	0	23 (3.1)	0	26 (3.4)	0	— (—)	—	28 (3.5)	0	30 (3.6)	0

(注) 1. 金額は引上げ額、()内は引上げ率(%)である。

2. 令和2年度の目安は、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」である。

令和4年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和5年3月31日時点

	令和4年									令和5年			局別合計	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	2	6	12	4	22	74	2	5	5	11	5	11	159	
02 青森	0	0	0	2	4	28	12	6	2	2	2	1	59	
03 岩手	1	0	1	3	10	33	38	4	3	4	3	17	117	
04 宮城	1	0	0	0	4	38	1	2	5	4	4	13	72	
05 秋田	1	0	3	1	9	18	5	2	4	1	0	0	44	
06 山形	0	0	1	2	2	29	5	2	1	6	2	7	57	
07 福島	0	2	2	2	7	34	13	3	6	7	8	6	90	
08 茨城	1	3	2	5	17	49	3	2	1	3	4	23	113	
09 栃木	1	0	1	2	9	31	4	4	3	1	1	13	70	
10 群馬	0	0	3	3	8	28	2	4	5	1	4	15	73	
11 埼玉	0	3	3	5	18	37	3	5	5	5	6	25	115	
12 千葉	2	0	1	3	28	38	8	6	7	5	10	29	137	
13 東京	4	3	11	26	50	87	12	21	16	25	36	86	377	
14 神奈川	2	4	6	13	42	117	14	11	7	19	8	15	258	
15 新潟	1	0	2	1	12	42	0	7	1	1	3	18	88	
16 富山	2	2	4	0	2	21	4	6	3	2	3	7	56	
17 石川	1	3	3	2	6	26	6	6	6	4	5	15	83	
18 福井	4	2	2	3	8	44	0	3	1	7	3	5	82	
19 山梨	0	0	0	0	4	2	11	2	2	3	2	3	29	
20 長野	3	5	7	2	14	43	4	4	1	8	1	2	94	
21 岐阜	1	1	4	2	15	40	6	3	2	4	8	10	96	
22 静岡	2	2	5	5	10	45	10	5	10	2	7	41	144	
23 愛知	4	16	8	17	42	111	21	19	15	21	32	38	344	
24 三重	0	2	3	6	10	28	0	1	2	1	0	19	72	
25 滋賀	0	1	1	2	31	42	8	1	2	6	1	12	107	
26 京都	0	0	5	1	15	63	8	5	3	5	5	20	130	
27 大阪	8	6	7	9	32	118	9	19	12	22	20	95	357	
28 兵庫	2	6	8	23	59	56	10	4	9	10	8	0	195	
29 奈良	2	1	1	6	3	12	7	7	7	4	4	13	67	
30 和歌山	3	1	1	5	4	31	3	4	3	3	9	0	67	
31 鳥取	1	0	3	1	2	50	18	2	4	5	1	3	90	
32 島根	0	1	2	1	2	23	9	1	0	1	1	10	51	
33 岡山	3	2	3	4	8	36	4	7	4	8	3	19	101	
34 広島	0	4	7	6	19	78	10	6	7	6	4	30	177	
35 山口	0	4	2	4	6	29	31	3	2	4	10	12	107	
36 徳島	2	6	7	2	3	50	23	3	2	1	1	2	102	
37 香川	0	0	2	1	1	59	4	2	1	3	0	6	79	
38 愛媛	0	0	3	0	0	77	3	1	1	4	2	4	95	
39 高知	1	0	0	4	1	14	5	4	1	2	1	2	35	
40 福岡	0	8	7	8	31	113	23	12	15	9	16	36	278	
41 佐賀	2	0	1	0	3	15	1	1	1	0	1	11	36	
42 長崎	0	1	2	3	5	38	16	5	1	3	1	0	75	
43 熊本	1	5	1	5	7	70	11	1	3	11	4	3	122	
44 大分	0	2	3	2	6	88	16	4	12	5	6	13	157	
45 宮崎	0	1	2	5	9	17	7	2	1	1	1	0	46	
46 鹿児島	3	1	0	1	3	48	3	1	2	1	1	0	64	
47 沖縄	1	0	3	1	4	24	7	2	12	5	2	4	65	
合計	62	104	155	203	607	2,194	420	230	218	266	259	714	5,432	

2023（令和5）年5月31日

岩手労働局

岩手地方最低賃金審議会 御中

岩手弁護士会

会長 山崎 哲雄



会長声明の送付について

当会は、別紙のとおり『最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明』を発表いたしましたので送付申し上げます。

以上

5.6.2

最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染状況の継続とロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連品の価格は急上昇し労働者の生活が脅かされる状況が続いている。

2022年度の最賃は全国加重平均で時給961円、年収でおよそ170万円とまさにワーキングプアの水準にある。最低賃金額の引上げは未だ十分になれていないとはいえ、労働者の生活を守るためには、さらに大幅な最低賃金の引上げが必要である。

- 2 また、最低賃金の地域間格差は依然として大きく、2022年の岩手県の最低賃金が時給854円であるのに対し、最も高い東京都の最低賃金は時給1072円であり、その差は218円となっている。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。このように、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金については、あえて地域別に金額を設定する合理性は乏しく、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、地域に労働力を確保するためにも、地域において都市部と同じ水準の最低賃金が確保されるべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、現行のAないしDの4段階の目安区分を3段階とすることが提案されている。しかし、そもそも、地域毎に賃金目安を定めるという目安制度自体を改めない限り、地域間格差の迅速な解消は望めない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

- 3 最低賃金引上げの影響を受ける中小企業につき、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その制度は未だ十分とは言い難い。

日本国内の事業者の大多数が中小企業・小規模事業者であり、これら中小企業・小規模

事業者において3000万人を超える雇用を支えている（2021年版中小企業白書・小規模企業白書）ことから、これらの企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるよう十分な支援策を講じることが必要である。具体的には、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減等の措置も講じるべきである。

- 4 最低賃金の引上げは消費を増やし、経済を活性化させ、日本経済の底上げをはかる上で重要であり、地域経済を活性化させる効果も大きい。当会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し、全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすこと及び同審議会と岩手地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差解消を図るべく、最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるものである。

2023年5月31日

岩手弁護士会

会長 山崎 哲 雄



2023（令和5）年5月31日

岩手労働局 局長 殿

岩手弁護士会

会長 山崎 哲 雄



会長声明の送付について

当会は、別紙のとおり『最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明』を発表いたしましたので送付申し上げます。

以上



最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染状況の継続とロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連品の価格は急上昇し労働者の生活が脅かされる状況が続いている。

2022年度の最賃は全国加重平均で時給961円、年収でおよそ170万円とまさにワーキングプアの水準にある。最低賃金額の引上げは未だ十分になっていないとはいえ、労働者の生活を守るためには、さらに大幅な最低賃金の引上げが必要である。

- 2 また、最低賃金の地域間格差は依然として大きく、2022年の岩手県の最低賃金が時給854円であるのに対し、最も高い東京都の最低賃金は時給1072円であり、その差は218円となっている。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。このように、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金については、あえて地域別に金額を設定する合理性は乏しく、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、地域に労働力を確保するためにも、地域において都市部と同じ水準の最低賃金が確保されるべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、現行のAないしDの4段階の目安区分を3段階とすることが提案されている。しかし、そもそも、地域毎に賃金目安を定めるという目安制度自体を改めない限り、地域間格差の迅速な解消は望めない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

- 3 最低賃金引上げの影響を受ける中小企業につき、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その制度は未だ十分とは言い難い。

日本国内の事業者の大多数が中小企業・小規模事業者であり、これら中小企業・小規模

事業者において3000万人を超える雇用を支えている（2021年版中小企業白書・小規模企業白書）ことから、これらの企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるよう十分な支援策を講じることが必要である。具体的には、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減等の措置も講じるべきである。

- 4 最低賃金の引上げは消費を増やし、経済を活性化させ、日本経済の底上げをはかる上で重要であり、地域経済を活性化させる効果も大きい。当会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し、全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすこと及び同審議会と岩手地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差解消を図るべく、最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるものである。

2023年5月31日

岩手弁護士会

会長 山崎 哲雄

